

会 議 記 録

会議名称	平成 22 年度第 3 回 杉並区外部評価委員会
日 時	平成 22 年 12 月 13 日 (月) 午後 2 時 57 分 ~ 午後 5 時 11 分
場 所	中棟 4 階 第 1 委員会室
出席者	委員 奥委員、田淵委員、岩崎委員、山本委員、吉川委員 区側 政策経営部長、経営改革担当参事、行政管理担当部長、企画課長、 総務課長、経理課長、特命事項担当副参事
配布資料	資料 事務事業等の外部評価 (杉並版「事業仕分け」) 評価結果 資料 1 ~ 7 入札・契約制度改革 資料 8 入札・契約制度における臨時的緊急措置について 資料 9 杉並区契約制度検討委員会について 資料 10 工事契約 審議案件 資料 11 委託・賃貸借契約 審議案件
会議次第	1 開会 2 議事 (1)事務事業等の外部評価 (杉並版「事業仕分け」) 結果(意見欄) のまとめについて (2)平成 21 年度入札及び契約に関する外部評価について (入札監視 委員会) 3 今後のスケジュール等について 4 閉会

会長 それでは、ただいまから平成22年度の第3回目の杉並区外部評価委員会を開きたいと思います。

最初に、部長からごあいさつです。どうぞお願いします。

行政管理担当部長 会の始まる前の貴重な時間、ちょっと、お礼かたがた、お話をさせていただきます。

この前の11月14、15の2日間にわたりまして、杉並版「事業仕分け」、事務事業等の外部評価という形により公開でやらせていただきまして、本当に急なお願いで委員の皆様には大きな負担をおかけしたと思いますけども、結果としては非常に大成功だったと喜んでおります。

当日の傍聴も含めまして、そのほか放送で聞いていた議員の方々もいまして、その後の議会等でも質問があり、また、いろいろとメール等でもお話をいただきました。非常に関心が高い中で、八つの事業についてきちんと評価をしていただいたということ、それから、そのやりとりの中で、従来どうしても内部だけでの評価では甘くなったり、あるいはちょっと、なかなか気づかなかった点、そういった点も、当日の審議、ヒアリングの中でご指摘をいただいたり、ある意味では鋭く追及されたという中で、各所管でも、非常に、見方や評価の仕方等々についても、気づかされたり、考えさせられたことが多々あったという話も聞いております。それが当日対象になった8事業だけではなくて、そのほかの部門にも大いに普及をしていけばいいな、ありがたいなと思っております、そういった意味のアナウンスもその後させていただいております。

こういった意味で、八つの事業についてきちんと評価をしていただいたということと、これらを通じて、一定、行政評価の制度を高めるという点で、非常に大きな成果があったということで感謝をしております。改めて、この場をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

会長 はい。それでは、そういうことでございます。

本日の議題といたしましては、議事次第にありますとおり、今、部長の方からお話がありました事業仕分けの意見欄の集計結果、これについての確認と、それと、いわゆる我々のもう一つの業務であります入札監視委員会としての業務の案件、この2件が本日の議題になっております。

最初に、事務事業等の外部評価の結果のまとめにつきまして、事務局の方からご説明をお願いいたします。

特命事項担当副参事 はい。こちらの議事(1)の方の資料につきましては、資料 の事務事業等の外部評価（杉並版「事業仕分け」）評価結果という資料と、そのあとに参考資料としてアンケートの集計結果、それから、そのあとに、今回の事業仕分けの結果につきまして、各社、新聞の方に掲載された記事についてのコピーを添付しております。また、参考資料につきましては後ほどご覧いただきたいと思います。

資料 の方ですけれども、この間、委員の皆様方にはこの記録をメールでお送りしまして、添削や修正をしていただいていたところでした。それで、資料 の今後の方向性、それと評価につきましては、会長に確認していただきまして、もう確定しております。この内容につきましては、先日、総務財政委員会でも報告しているところです。

この下の意見欄につきまして、今回、修正をお願いしていたところですが、皆様からこの欄につきましては、特にご意見などは今日までにいただいておりませんので、今日は、この内容でよろしいかどうか、この場でもう一度確認をお諮りしたいと思っていますところでした。

よろしくをお願いします。

会長 はい。それでは、少し時間をいただいておりますので、個別に、今、確認した方がいいかと思えます。

資料番号 の1のコールセンターの運営の意見の欄ですが、こう書いてあるけど自分はこういう趣旨で言ったことではないとか、少し表現等で、実はこう直してほしいというご意見等がありましたら、この場で、もうこれが最後の機会だと思いますので、それぞれ委員の方々ご確認をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

どうぞ、 委員。

委員 すみません。内容はこれでよろしいかと思えますが、下から二つ目のひし形のところで、最後の3行目ですが、「もう一度きちんと」のあとの「を」というのが余計に入っているの、それをとっていただいて。それだけです。

会長 「を」は要りませんね。はい。それは失礼いたしました。

どうぞ、 委員。

委員 僕は同じぐらい、中身じゃないんですけども。これ、それぞれ分量が違うせい、文字のポイントだとか、それぞれについて随分違いがあるのは、やっぱり、それだけ評価に使った時間も違っていたということなのではないでしょうか。書かれている内容が、随分、それぞれ課題ごとの量の違いが、ばらつきがあるという印象があるんですが。

会長 これは往復やっているから、我々の質問と向こうの回答との絡みとか、確認に手間取ったとか、そういうことでしょうか。ただ、我々の言っている内容で、特に土日開庁あたりは意見の欄が少ないということですか。

委員 短い方の、この上の方を見たときはそんなに違和感はなかったんですが、A4の1ページにすると、各課題間の濃淡が随分あるなという印象があります。

会長 土日開庁。これはもう少し具体的な数値の議論もしていたんですけど、その辺は少し、残ってはいないですけど。

行政管理担当部長 会長、よろしいですか。今の 委員のご指摘というのは、私どもも十分わかります。今日、内容的に全然違ったようにとられるとか、そういった点があればご指摘をいただいた上で、分量あるいは文字のポイント、それから途中で空欄があるものと 空欄というか1行あけてあるものとかないものとか、その辺の調整はもう一度させていただいて、また、皆さん方とキャッチボールしながら、最終版に整備していきたいと思いますが、よろしいでしょうか、それで。

会長 はい。ただ、土日開庁のところだけですね、かなり。あとは、確かに、現状維持じゃなくて大幅な変更を求めるという場合には、抜本的な見直しの場合は当然それだけの意見が多いからそういう理論構成になるわけであって。そういう意味では、そんなに異常というほどではないと思うんですが。その辺は事務局にお任せすることにして。まず内容です。

では、2番目の子育て応援券についてはいかがでございましょうか。

ただ、これは個別に議事録もおとりになっていたんですよ。

行政管理担当部長 そうです。

会長 ですから、それほど、最終的な議事録は残っているわけで、それを変えることはできないわけですから。むしろ、余りにも意見が少ないところは修正するにしても、それほど内容が間違っているかどうかということで。では、よろしいですか。

路上喫煙対策はどうでしょうか。

どうぞ、 委員。

委員 すみません。これに関しては、既に委員間とそちらでやりとりをして、修正案を出して、それをこうやって取りまとめて、これも以前に送られてきているので、ここで余り時間をとらなくてもいいかなと思うんですけれど。

会長 いや、確認だけです。ですから、ただ、一堂に会するのは、と。一応確認をして

いるということですけど。よろしいですか。それほど時間をとる予定は、もともとないですけど。

では、4番目の緑化助成につきましては、確認ですがいかがでございましょうか。よろしいですか。

アニメは少し議論があったんですが。アニメ産業の育成・支援。5番目はいかがですか。

そういう意味では、最後の部分も、「専門学校もあるので。」と、丸ではないんですが。そういう細かいところは、仕方がないでしょうか。その辺、また、私も一生懸命見ますけど。送られてきているメールで見ると、打ち出さないとわからないんですね、この辺は。ちょっと。すみません。

先ほど議論があった6番目の本庁土日開庁ですね。これは内容的にはよろしいですか。

7番目の急病医療情報センター。いいですか。

最後の南伊豆健康学園。8番目ですね。ここは割合、皆様のご意見は的確に入っていたと思いますが。

はい。では、よろしいですか。もう一度、事務局と私の方で精査をして、文章の表現あるいはボリューム等につきましても若干の調整を行って、再度確認するというところで、この評価結果の整理については、一応お認めいただいたということでよろしゅうございましょうか。

(了承)

会長 はい。どうもありがとうございました。

それでは、本日の我々のメインの仕事であります杉並区の入札監視委員会としての外部評価ということを行いたいと思います。

これは、実は外部評価委員会というよりも、入札監視委員会としての議事になるわけですが、入札監視で我々は何をやるかというのは、入札契約制度が適正に執行されているかどうかということをチェックするということと、それと入札契約制度の改革について、どうせよということとは言えないんですが、その改善方向についての何らかの提言的なものがあるとすれば、それについては意見を申し上げることが主たることでございます。

そういうことで、これは非常に重要な我々の役割でございますものですから、慎重な審議を毎年やっておるわけでありまして。したがって、具体的に既に各委員の方から案件を抽出していただいて、それに基づきまして10件ほど選んでおりますので、それについて個別

に審議をしていくということになっております。

それでは、最初に入札契約制度の改革を含めた制度全般につきまして、初めての委員もおられますので、経理課長の方から説明をお願いいたします。

経理課長 はい。経理課長の森でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、経理課からは、私のほかに契約事務を総括する柴山、工事契約担当の岡田、委託・賃貸借契約担当の長睦の3人の係長も同席させていただいておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それから、審議に入る前にお断りがございます。本委員会は公開とさせていただいております。一方で、入札事務における公正、公平性等を担保するために、非公表とさせていただく内容がございます。このため、ご審議の中でそうした内容についてお尋ねをいただいた場合は、一時非公開とさせていただくか、大変恐縮ですが、お答えを保留させていただく場合がございますので、あらかじめご承知おき願いたいと思います。非公開情報の主なものとしましては、入札予定価格のうち、非公開とされるもの、最低制限価格、低入札調査基準価格などがございます。

次に、会長からも先ほどお話がありましたが、審議案件の選定経過について、簡単にご説明申し上げます。

最初に、皆様にお送りした資料の表記に誤りがあったことをおわび申し上げたいと思います。申しわけございませんでした。

本日もご審査いただく案件につきましては、各委員の皆様にご契約一覧を送付し、ご抽出いただきました案件について、皆様のご了解のもと、山本会長と調整させていただいて選定したものでございます。しかし、その際、皆様にお送りした契約一覧表の中の「東原児童館乳幼児室空調機器設置工事」の落札率について、正しくは95.9%であったものを、「99.1%」と誤った表記となっております。大変申しわけございませんでした。この誤りによって、当該案件が単価契約を除く指名競争入札の中で最高率の落札率の案件という扱いになってしまい、それが採用されたのかなと事務局では考えております。

「お詫び」という表記をしましたA4横1ページのペーパー、皆さんにメールで送ったものと同じでございますが、それをご覧いただければおわかりかと思いますが、これは資料を編集時の誤入力によるものでした。大変申しわけございません。

そこで、会長にもお諮りした上で、正当な最高落札率の案件「高円寺地域区民センター第二音楽室防音扉改修工事」を審議案件として新たに加えて、工事については、1件多い6

件にさせていただきたいと考えております。

最後に、この委員会の所掌事項としまして、「苦情処理の審議」という役割がございますが、現在、苦情の申し出等はございませんので、本日は苦情処理の審議の案件はございません。

とりあえず、私からは以上でございます。

会長 はい。ありがとうございました。

それでは、あと、いろいろご質問もあるかもしれませんが、とりあえず入札契約制度の改革状況等につきまして、この資料に基づいてご説明をお願いできますか。

経理課長 はい。それでは、区の入札契約制度の概要につきまして、ポイントを絞ってご説明申し上げます。

最初に、資料1から資料7までをつづった「入札・契約制度の改革」というタイトルの入った資料をご覧いただきたいと存じます。

まず、1ページめくっていただきますが、資料1でございます。入札・契約制度の改革についてですが、区の入札・契約制度の基本方針やこの間の取り組み等について記載しております。

1ページ1の「入札・契約制度の基本的な方針」ですが、記載のとおり、区では、区民の信頼の確保、区内業者を中心とした事業者の健全な発展を主眼として、(1)入札・契約締結における透明性の確保、(2)公平な競争の促進、(3)適正な施工・履行の確保、(4)不正行為の排除を掲げ、これらに基づき、適正な事務執行に努めているところでございます。

次に、1ページの2の「工事」、また、「委託・賃貸借」については、飛んで、7ページの3で、先ほどの四つの方針の分野ごとに、これまでの各年度の取り組みについて記載してございます。

それでは、昨年度以降の主な改正点についてご説明申し上げます。最初に、工事についてですが、3ページの(3)をご覧ください。

工事につきましては、昨年の21年4月ですが、一番後ろの欄になりますけれども、適正価格での契約を推進する観点から、最低制限価格及び低入札調査価格の設定金額を、予定価格の85%から3分の2の範囲に改正をしております。また、従来、工事だけに適用させてきた低入札調査価格制度を、設計・測量等の委託業務についても適用できるようにしたところでございます。

これらに加えて、4ページになりますけれども、22年4月からは、低入札価格調査基準の

範囲の中で、さらに契約の内容に適合した履行がされないと認められる価格を失格基準価格として新たに定められるよう改正したところでございます。

次に、5ページをご覧ください。上から二つ目の枠でございますけれども、今年4月から指名停止基準の強化に伴う要綱を新たに制定しております。これは業者の違反行為などが判明した場合に、より明確な基準のもと迅速な対応が図られるよう、不正行為の排除の体制をより強固なものとして整備したものでございます。

次に6ページに行きますけれども、6ページの最後の枠、平成22年1月でございますが、今年1月から施工能力等審査型総合評価制度を導入しております。これは、価格以外の要素、例えばこれまでの工事实績点や地域貢献点などを評価していくという、そういった要素を含めた、総合的に優れた調達を行うことを目指す総合評価型の入札制度の類型の一つでございます。今年度これを採用していくということで、課題の把握なども必要ですので、3,000万を超え、概ね1億円以下の案件について、今年度については試行実施を行っているところでございます。要は、入札における価格以外の要素についてのものを取り入れていくというものでございます。

次に、委託・賃貸借の分野ですが、7ページから8ページに飛びますけれども、8ページをご覧ください。

下の方ですが、平成22年4月から、最低制限価格の適用範囲の拡大を図っております。また、労働関係法令遵守の確認制度の導入を行っております。

最初に、この最低制限価格の適用範囲の拡大についてでございますが、これは一部の過度な競争による履行の低下を防ぐため　いわゆるダンピングでございますが　予定価格500万円以上の委託案件についても、最低制限価格の設定ができるよう改正したものでございます。

次の枠の労働関係法令遵守の確認制度の導入ですが、これは昨年もお報告したところでございますが、地域区民センターの建物総合管理業務を委託していた業者が、経営が立ち行かなくなり、区として年度途中で契約を解除したという事例がございます。また、この契約の中で、業務に従事していた同社の従業員の賃金の一部が未払いになるという事例が発生したケースでございます。このケースを踏まえまして、区では、ことしの22年度の契約から、そうした委託業務の確実な履行を確保するために、区が指定する業務について、モニタリング制度の一環として、労働関係法令の遵守が相手方の中できちんとされているかということを確認することを行っている、そういう制度を導入したものでございます。

次に、10ページから11ページにつきましては、工事と委託の現在の契約方式について記載しているところでございます。ご参考にしていただければと思います。

次に、12ページから13ページにつきましては、21年度の入札結果の一覧として、落札率等の推移について、ここに記載をさせていただいております。落札率につきましては、平成21年度は緊急経済対策の通年にわたる、1年間にわたって実施された年になっておりまして、そういったことで、落札率が上昇する要因が新たに生じた年でもあったわけですが、結果的には、こちらに表記をしていますとおり、工事の平均落札率については、12ページの右下に書いてありますが、21年度90.08%、委託につきましては、やはり右下、21年度を見ていただくとわかりますが、86.44%という形で、いずれも前年度の落札率よりは若干下がるという形になっております。ただ、この推移につきましては、経年で見てみますと、それほど大きな差異が生じることなく推移しているものと区では考えているところでございます。

続きまして、14ページをお開きください。14ページと15ページにつきましては、資料2という形になりますが、この間の「年度別入札・契約制度の変遷」を工事と委託という形で表記、説明したものでございます。

次に、16、17、18ページにつきましては、資料3という形で、経年的な落札率の比較データを、より詳しく、表等を使ってわかりやすく示したものでございます。ご審議の参考にしていただければと存じます。

さらに、19ページの資料4でございますが、こちらにつきましては、年度別・形態別の平均参加事業者数を示した資料でございます。各入札における参加事業者の数の平均値等を示しているものでございます。

それから、20ページにつきましては、資料5ということで、平成22年、これは10月1日現在の形になりますけれども、登録事業者の業種別の一覧という形になっております。21ページの右下の方にその総数が書いてありますけれども、実登録事業者数で言えば、工事につきましては、区内事業者数220、区外事業者数3,478、合計3,698となっております。ここには表記しておりませんが、前年の合計の数が4,215でございますから、3,698と比較すると、前年より517、工事の事業者については数が減っているという状況でございます。

22、23ページにつきましては、同じものを委託・物品営業種目の登録者数で示しているものでございます。こちらにつきましては、やはり右の方にまとめた表を見ていただくとおわかりいただけると思いますが、区内事業者は260、区外5,489、合計が5,749ござい

ます。こちらは前年の合計が6,226、5,749に対して477事業者が減っているということでございます。

それから、資料6でございますが、24ページ、25ページにかけて、過去3年間における指名停止状況の一覧でございます。21年度については2件、20年度については15件あったということでございます。

それから資料7に移りますが、26ページでございます。こちらは不調案件の一覧でございます。21年度につきましては、工事で、2件、4項目の不調案件がございます。委託・賃貸借については0件でございます。

続きまして、資料8でございます。入札・契約制度における臨時的緊急措置についての説明資料でございます。

この緊急措置につきましては、昨年度、割と詳細にご説明してありますので、簡略にご説明申し上げますが、21年1月から、地域経済の厳しい実情に鑑みまして、幾つかの臨時的緊急措置を入札・契約制度の分野でも行っているということでございます。区全体でいろいろな経済対策を行っている中の、こちらに載せているのは入札・契約制度の分野におけるものということでございます。

第1番目の内容は、区内限定事業者の発注枠の拡大でございます。2番目となるのが前払金の対象工事の拡大。3番目が、これら、区内事業者優先枠の地域要件の工事の分野についてですが、地域要件の変更を、ご覧の形のようにして、区内事業者の限定枠を拡大しているということでございます。

その下の につきましては、この措置の実施状況の結果で、一番目安となるものが、区内事業者の受注比率がどのように変わったかということでございますので、これを参考に掲載しているところでございます。

平成18年度から20年度の3カ年、これは緊急措置を行っていない年でございます。平成21年度は、1年間丸々緊急措置を行った年でございます。ご覧のような形で、区内事業者の受注比率が上昇しております。これは件数、金額、工事・委託・物品のいずれも上がっているということで、これらの結果が緊急措置の影響のものだと考えているところでございます。ただ、同時に、先ほど申し上げましたとおり、落札率については、この間の大きな変動はなかったと考えておりますので、緊急措置の中であって地域限定で行ったけれども、一定の競争率は保たれていると、区としては考えているところでございます。

最後になりますが、資料9でございます。「杉並区契約制度検討委員会」でございます。

これは区が今年9月に立ち上げ、検討を始めた庁内組織についてのご説明です。

この委員会は、ここにも書いてありますけれども、契約制度をめぐる社会状況の変化に的確に対応していくため、公共調達のあるり方などについて、現状と課題を整理した上で、今後の方向性を明確にしていくため設置したものでございます。

主な検討項目は、こちらに書いてある4項目とその他の項目、計5項目でございます。検討メンバーにつきましては、庁内の契約に関係する部課長級で構成し、座長は政策経営部長でございます。

検討のスケジュールとしましては、来年1月上旬に、平成23年度当初契約、来年の4月から発効する契約に関する「中間のまとめ」を行い、来年の秋には「最終のまとめ」を行う予定でございます。

資料についての説明は、以上でございます。

会長 はい。ありがとうございました。

それでは、今までの説明につきまして、ご質問なりご意見等ありましたら、どうぞ。

委員 ちょっと、よろしいですか。登録業者が前年に比べて減っているというのは、この原因は何と御思いますか。

会長 どちらですか。

委員 どちらも減っています。物品も工事業種も前年に比べて減っているということなのですが、その原因は何ですか。

経理課長 はい。やはり経済状況が厳しい中で、倒産があったかどうかわかりませんが、登録事業者数が減っていると、このように考えています。

会長 どうぞ。

委員 いいですか。区内業者と区外業者では、それぞれどれくらいずつ減っているということなのですか。その内訳がさらにわかれば、教えていただけますか。

会長 工事からですね。

経理課長 はい。工事につきましては、区内業者、実登録者数が今年度は220ですが、前年は249でございます。区外が3,966でございます。

それから、委託・物品の方は、区内業者、前年が300でございます。300が260と。区外業者につきましては5,926でございます。前年の合計が6,226ですから、前年から477減ったということでございます。

会長 はい。

ほか、ご質問。では、 委員。

委員 今回の数字の背景にある意味をちょっと教えていただきたいんですが。登録業者としては圧倒的に区外が多いけれども、受注比率は、そういう緊急対策をやる以前も以後も、全体的にはもう8割、9割、件数で見ても大体そのくらい高い。意味としては、近隣の区の業者ならば、杉並区に入ってくるのにそれほど物理的、コスト的な負担はないだろうと想像しておるんですが、やっぱり入れないというのは、その限定枠というのが、今回広げたというか、区内のウエートを高めるような措置をしたけれども、もともと、ある程度、区内に契約のための条件として、例えば実績だとかいろんな条件をつけるところに、過去の実績とかありますと、事実上、区内の業者さんの点数が上がるような、実際そういう条件設定になっていたと思うんですが。そういう背景でもともと登録と実際が違くと、そう考えてよろしいんでしょうか。

経理課長 会長、よろしいでしょうか。区内業者というのは、どうしても物理的に履行場所に近い、輸送経費も含めて近いということですので、競争性は他から来るよりは必然的に高くなるということは、もうこれは、区内限定にする前から、おのずからある原理、原則の一つかと思います。特に地方公共団体がエリアの中で発注する行為ですので、広域的な都や国とは違いますので、地元が存在することの、搬入、搬出も含めて非常に有利な部分がもともとあるということはいえようかと考えているところです。

委員 もう少し広域的なゼネコンとかそういうところだと、杉並区に事業所とかそういうのを置いているところが結構あるはずなので、必ずしも本社が杉並になくても、それほど物理的なハンデというのは、あんまりそうは思えないんです。ですから、私はお伺いしたんです。

経理課長 確かにそういう場合も無くはないですけども、地域の限定枠を設定しているということから、区内業者が有利になっているということは、それはそれで事実かとは思いますが、区内限定をする前から、7割、8割というところの部分がかったというのは、やっぱり地域における優位性というのをも併せてあるのかなと考えているということでございます。

委員 私がさっきちょっとお伺いした、業者を選定するときに、よく実績だとか、いろいろ、そういうところを聞いている欄があるではないですか。あの辺というのは、私は、結構、一般競争だと言いながら、実績をカウントするところで、事実上あるいは過去の実績を聞くことによって区内業者の点数が高くなる、そういう傾向があると思うんですが、

その辺はいかがですか。

経理課長 基本的には、一般入札の案件では、そういう登録にあたっての過去2年間の工事の実績があることというようなことがありますけれども、個別にそれを評価して、それが無いと排除するとか選んでいるということは、一般競争入札の世界ではございません。

ただ、今現在は、委員がおっしゃっているように、区内限定というのをかなり広くしていますので、区内限定から排除されるという意味ではありますけれども、一般競争入札にあっている部分について、そういう過去の実績というのを個別に見るということではなくて、公告の中では2年以上実績があるというような表現になっていますので、そういうことでございます。今後、総合評価制度になると、まさに委員がおっしゃったようなところが出てくるということでございます。

委員 出てくるでしょう。そうだと思います。

経理課長 はい。

会長 今の案件は、一般競争の後の案件のところで具体的に出てきますので、いいかと思えますが。

ほか、ありますか。

少し気になったのは、この案件にかかわっていないんですが、資料番号7番で、総価から単価契約に替えて、ようやく成ったということですか、これは。なぜ単価でやるともともと単価契約ではないですね。

経理課C はい。この件については、私からご説明いたします。

会長 ええ。ちょっと、やや不自然だと思いますから、事情の説明は聞いておいた方がいいと思ひまして。

経理課C はい。もともと、雨水柵取付管内面被覆工事を下水道施設という業種で発注をいたしました。この内面被覆というのが新しい技術でございます。古い雨水柵の取付管に、その中にコーティングをすることによって、管の取替工事のコストを削減して寿命を延ばすという新しい技法を採用した工事を、区内の雨水柵の取付管の特定の部分に関して行おうということで計画したところでございますが、実際、発注してみますと、この雨水柵の取付用の内面被覆という技術が我々の想定よりもはるかにたくさんの工法がございます。業者の方からどの工法を指定するのかという質問がたくさん来たりしまして、仕様書上にちょっと大変問題があったということで、この工事を中止にいたしまして、不調ということにいたしまして、工法に関して見直しを行った結果、複数の工法を取り入れ

るということと、一般の道路舗装の工事と複合的に実施することによって、契約方法を単価契約ということで、工事の発注の仕様書の内容を大幅に見直した結果、この単価契約道路舗装ということで組み直しまして発注をしております。

会長 この単価というのは、そうすると、メートルあるいは個数、何の単位になっているんですか、この単価というのは。

経理課 C はい。これは複数の単価になっておりまして、この取付管を補修する上で、舗装工事も含まれますし、L型の側溝の改修等、さまざまな工種、それをすべて、それぞれの単価の合計を入札価格として行う入札となっております。

会長 わかりました。そうすると、これは事実上、要するに仕様の工法変更に伴うというように理解した方がいいということですね。

経理課 C はい、そのようにお願いします。

会長 総価よりも単価という、内容的には。そういうことですか。それでは、了解しました。

ほか、この制度改革等を含めて、毎年聞いておられる委員の方もおられると思いますが、あと、施工能力等審査型総合評価方式のこの施工とありますけれど、これは21年度分で我々の対象になるものにも含まれていたんですか。22年3月ぐらいまでの工事の中にもあることはあるんですか。22年度に入ってからですか、実際は。あるんですか。

経理課長 はい。

会長 あったんですか。あつてうまくいったのかどうかというぐらいは、少し確認を。

経理課長 リスト上にはございました。

会長 ありましたか。

経理課長 はい。

会長 これは割合うまくいったんですか。うまくいったというか、いわゆる逆転現象といいましようか、要するに、結果的に価格の方で決まってきたのか、能力の方で3割ですか、何かそちらの方で逆転したような、事案が出てきたんですか。その辺りの、事実を確認したいんですが。

経理課 C はい。阿佐谷北の公園の造園の工事で1件行っておりまして、価格の1位の業者が、やはり技術点でも1位をとりまして、落札率でいきますと95.5%という率で落札しております。

会長 そうすると、逆転ではなくて、両方とも1位だったからということですね。

経理課 C はい。やはり一番初めということで、業者も、技術者の点でも一番高いものを持ってきたということでした。

会長 はい。承知いたしました。

これに関してご質問はないですか。よろしいですか。多分、以下は個別にやっていきますので、少し時間がかかるかと思いますが。

それでは、制度の概要並びにその改革動向についてのご説明は承ったということで、具体的な審議案件を個別にやりたいと思います。

これは資料番号の10ですか。

経理課長 はい。

会長 工事については資料番号の10ですね。これ、追加があるので6件ですね。

まず、簡単に6件、説明を通していただいてから、個別に審議ということでもよろしいですか。

経理課長 はい。どちらでも構いません。

会長 いやいや、まあ1件ずつ 委員の方、どちらがよろしいですか。1件ずつやりますか、それとも説明はまとめて6件承るか、工事について。どれがよろしいですか。

委員 時間との兼ね合いですよ。

会長 いや、これはわからない。

委員 私どもからすると、やっぱり.....

会長 毎年、これはかなりの時間が。毎年、結構時間はかかります。

委員 そうでしたね。

会長 契約の、委託の方もありますから。

委員 そうですか。まとめて話されると、実は頭が混乱してしまうんです。

会長 困りますか。はい。では、個別で頑張れるだけ頑張りましょう。

では、1件ずつ、資料10の案件番号1番からです。では、お願いいたします。

経理課長 はい。それでは、工事の1番目、道路維持補修工事（単価契約）南1ほか4件。合計5件あるものですが、まとめてご説明申し上げます。

これらの案件は、いずれも道路の補修工事でございます。区では、日常的な道路の維持補修工事を、区内5区域を3期に分割して、それぞれ入札を行っているものでございます。発注公告が1ページから2、3、4、5、6、7、8、9、10の10枚、10ページまで、5件ございます。それ以降が入札見積経過調書で、落札率、いずれも70%だったのですが、それぞれ

のものが落札業者、入札参加業者ともに記載されている資料がございます。これらの工事につきましては、発注時点において、当然どの道路を補修する必要があるかというのが当初わからないものでございますので、単価契約という形になっているものでございます。この5件は、いずれも一般競争入札として平成21年2月18日に発注公告を行い、3月13日に入札を実施したところでございます。単体発注で、区内業者のみの参加を条件として行ったものでございます。

入札の結果、5件のうち3件が山内建設、残りの2件が株式会社街路と中江建設がそれぞれ落札しました。五つのうち三つが一つの会社、一つずつをそれぞれ別の会社が落札したということでございます。

落札金額は5件とも753万2,060円、落札率も5件とも70%という結果になったものでございます。

この点につきましては、この5件がいずれも予定価格事前公表、発注見込額が3,000万未満でしたので、そういうルールに則っているということでございますが、そういう案件でしたので、恐らく落札した業者が、区が設定する最低制限価格を一定の率、ここで言うと70%という形になるわけですけれども、見込んで入札する札を入れたから、一律になったということが考えられるケースでございます。

以上でございます。

会長 はい。そういう簡単な説明だったんですが、それでは、ご質問なり確認をお願いしたいと思います。

開札の時間は少しずつずれているんですね。開札の時間帯は。9時。9時2分から……

経理課長 そうです。ただ、入れるのは……

会長 入れるのは一緒ですね。

経理課長 一緒です。はい。

委員 これ、7割が最低制限。

会長 いやいや、それではない。

委員 ではない。

会長 うん。ちょうど7割にすると、この金額になって、各社同じだという説明ですね。

経理課長 ええ。非公表ですが、そういうことでございます。

委員 非公表だけでも、何となく、あうんの呼吸でわかっていると、こういうことですかね。

経理課長 推定したということだろうと思われませう。

委員 7割ぐらいだろうということが、経験値として彼らもわかっている。こういうことなのですか。

会長 それはわかりませうです。当事者に聞いてみなければ。

委員 いやいや、そう考えるしか、ちょっと。

会長 いやいや、ですから、そういうことで、案件として抽出して、慎重な審議をお願いしているわけです。60円ぐらい違ってもいいような気はしますけど。

手続的にまず問題がないかということをお我々としては確認をするということと、要するに適正な執行をされているかどうかということだす。それが委員としての最大の職務でございますから、入札の資格条件等の設定。

工種別内訳についてもそろっていたということと理解してよろしいんでしょうか。そこが気になるところなのだす。総価だけじゃなく、単価というわけだすね。

経理課長 はい。内訳の内容は、各社それぞればらばらになっております。

会長 違っておますか。それは確認されているわけだすね。

これ、1,000万円にされるということだ、こういう分割をするほかなかったということだすね。もう少し大きめな案件を対象にすればということもあますけれども。要するに1,000万をめでにということの分割になるわけだすか。工事の……

経理課長 発注見込価格は、1,800万程度から1,900万までにばらついておます。

会長 いや、この南1、2とか、北1、2、3と、こう、結果的に5件に分けられているわけだすね。

経理課長 はい。これはおおむね地域的なもので分けまして。

会長 地域別だすか。ただ、北の1、2、3がどれぐらい離れているかどうか、よくわからないんですけども。これは、地形的には、ちょっとまとめるには少し離れているということだすか。

経理課長 完全にばらばらというわけではないんですけど、所管課でおおむね地域ごとに分けているようござます。

会長 係としては、南と北と分かれているみたいだすね、維持係が。ということだすか。

あと、河田建興株式会社が辞退というのは、これは全部辞退されているんですか あ、そうでもないんですね。辞退は自由だすから。確かに、非常に不透明だという形跡があるのは、単価契約の南の2という案件だすよね。先ほど例えで言った、60円ぐらいというの

はありえるのでしょうか、60円と61円という、この違いは相当に微妙なものです。これはかなり、何らかの話し合いが行われたとしか思えないような結果であるので、これについては、調査、一応確認はされているんだと思いますが、どのような確認をされているかというのは、少なくとも我々として確認しておく必要があると思うんです。60円と61円というのは。

委員 北3もそうですよね。

会長 北3もそうだったですか。

委員 上位3社が同額で、これはくじ引きだったようですが、4番目が1円だけ高い。

会長 うん。だから、同額ということは掛け算であり得るかもしれないけど、1円というのは、非常に。

委員 北3も。

会長 ええ。それも併せて。

経理課長 これは、例えば業者が7割だというように見たときに、端数処理をどうするかによって、1円になったのと、その辺がもしかしたら表れている、という可能性が……

会長 いやいや、その確認は、少なくとも1円ぐらいの違いがあるというのは、やはり一応適正な入札を担保するという観点からいって、確認ぐらいはすべき事項だと思うので。

委員。

委員 そのところですが、北2で中江建設は60円で、北3で61円にしている。全部が60円だったらわかるんですけど、そこはなぜでしょうかというところだと思うんです。

会長 うん。そういうことです。ですから、理屈としては合わないんです。

委員 ほかのところが60で、これ、4者でくじ引きだったらいいと思うんです。

経理課長 これもあくまで推定に過ぎないのですけれど、ですから、70%だと読んだときに……

会長 ただ、同じ業者だから、違うことはないはずではないかと思いますが。

経理課長 もしかしたら 区側で切り上げているか、切り下げているかがわかりませんから、相手方には。相手方には、区がその端数処理をどうしているかは公表していませんので、わからないわけです、この時点で。ですから、7割で落したいと思ったときに、60円のところと61円のところを設定しないと、7割にならない可能性がある、と。60円だったら、もしかしたら61円かもしれないと、そういうところを探ったという可能性がある

ということです。つまり、わからないので、探ったということです。7割は60円なのか、61円なのか。結果として7割は60円だということがこの表の上からはわかりますけれども、入札の時点では7割は60円なのか、61円なのかが業者にはわからなかったということです。

会長 それなら、四、五円の差で、別に、業者は絶対落せると思えば、10円ぐらい安くするとか、常識的には、10円安くしたら倒産するという状況ではないと思いますから。今の説明は、少し、やや説得力に欠けるように感じましたね、正直申し上げて。

どうぞ。

経理課長 よろしいですか。余り低ければ、失格になりますので…。

会長 でも、どうも……

経理課長 ですから、60円で失格になるかもしれないと。

会長 いやいや、最低ラインは……

委員 59円なら失格ですか。

委員 59円でも失格になるかもしれないんですね。

経理課長 はい。

委員 よろしいですか。私、実際の方法をよく知らないんですけど、くじ引きってどうやるのですか。実際、目の前でがらがらとくじを引くとかやるんですか。

経理課長 機械的にやるのですけれども。詳しくは……

経理課長 従来はくじを引いていたのですが、現在はそれぞれに任意の数字を入れていただきまして、その数字に基づきまして、合計と参加者数の割り算をして、ある一定の数字をまた求めまして、それで申し込み順で割り振るといような、機械的な計算式に基づいてくじ引きを行っているんです。

委員 今、電子入札になっているので。

委員 そうですか。では、この北1と北3は、結果としてその山内建設はすごくラッキーだったということですね、偶然に。そうですか。

会長 うん。ただ、それは最低制限価格を設定するとなっているけれども、それは公になっていないわけですので、さきほどの話は、それは逆に問題ではないのでしょうか。そちらの方がもっと大きな問題をはらんでいると思うんですが。

委員 そもそも非公表の金額ですから。

会長 うん。それは、むしろ我々の入札監視業務上、一番見逃すことができない、もっと重要な問題だと思うんですけど。あうんの呼吸のような感じでわかるということであっ

たとしても、むしろ逆にもっと大きな問題をはらんでいるような気がします。だから、私は1円でやるなら、もっと合理的に考えるべきではないかというのが感想です。

どうぞ。

経理課長 会長。ただ、これは実務上のお話になるのですが、7割のラインで仕事をするというのは、かなり、商売的には、営業的にはプラスになるか赤字になるかすれすれのところの、最低制限価格というのそういうラインで引かれているものです。

会長 でも、それは それがかなり相手にわかっているというのは、むしろ悪いことではないんですか。

経理課長 そこで、そのライン上で争うというのは、よっぽどどういう事情が事業者側にあったかというのは、それはもちろん考える必要はあるかもしれませんが、もし不正がというお話が今ちょっと出ているので確認させていただきますけど、もし話し合うのであれば、逆に言えば、もう少し上の利益の出るラインでもいいはずでして、このすれすれのところでというのは……

会長 いや、ですから、私がむしろ問題にしているのは、話し合うということ自体がむしろ問題、それは業者側の問題になるけども、7割がいわゆる限界ラインだというのがむしろ何らかの関係でわかっていること自体の方がもっと大きな問題をはらんでいるのではないかというのが私の意見です。

経理課長 それはもう、申しわけありません、これまでの入札の経験値から……

会長 いやあ、それはやっぱり抜本的に、私は まあ、これは業務としては適正になされたと思いますが、その辺りはやっぱり、かなり見直すべき話ではないんですか。

委員 ちょっと、もう一回、さっき課長がおっしゃったことを確認いたします。7割というのが何のぎりぎりとおっしゃったんですか。採算という意味は、通常だと、一定の利益をとって、会社としては一応やっていけるという意味での採算という意味と、いわゆる、もう利益なしで、とりあえず短期的なコストだけを賄えるという、そういう意味の採算と、二つあると思うんです。通常言われる、経済学なんかの世界では。どっちのことをおっしゃっているんですか。

経理課長 工事の場合は人と物とを自分たちで抱えていますので、それが休んでいるということは、会社にとってはそれだけで不利益な状態が続きますので、多少経費的に見合わないものであっても、動かした方がいいという状況に陥った場合に、往々にしてこういうダンピング的にぎりぎりのところに並ぶというようなことが起こり得るということです。

委員 ですから、私が言っているのは、ランニングコストだけを賄えば固定費は自分がかぶるといふ、そういう状態だってあると思うんですね、会社というのは。そういう意味ですか、その採算というのは。

経理課長 会社によってそれぞれ状況が違ふと思いますので、一概には言えないと思いますが、そういう部分もあるかと考えているということです。一概にこうだとは、会社毎の事情はそれぞれ違ふしますので、なかなか、断定としては言いづらいということ...
...

委員 だけど、先ほど7割とおっしゃったから...。だって、最初に予定価格をつくる時というのは、相手方の会社にとって固定費やあるいはランニングコストを見て、一定の利益率を見て、この辺ならば長期的に見て妥当でしょという判断で、予定価格ってできていふわけではないですか。積み上げということからすれば。

経理課長 はい。

委員 だから、その7割と言っているからには、どこでしょうと。

経理課長 それも予定価格の中で最低制限価格という線を区は引くわけですが、事業者には知られない。会長はそれが知られているのが問題だということなんですけれども、一応知られない形で、非公開でそれが設定されています。そこを、今回のケースの場合は事業者側で推測されたんだらうと思われるということ、最初に申し上げたということです。

会長 説明としては、それは了としますけれども。しかし、それが継続しているといふのはよくないです。

ほか。どうぞ、委員。

委員 一つ、確認、いいですか。これまでの年度で同様の工事の落札率といふのはどのくらいだったんですか、例えば、70%といふのが想定できそうなデータがそろっているといふことですか。

経理課長 残念ながら、そのようなことが積み重なっておりまして、この年の6月に最低制限価格の見直しを行っております。

ただ、総価に関しましては、協議会のモデルのように、一般管理費ですとか積算の割合に応じた最低制限価格の算出式というものがございまして、それに従うようにしてきておりますが、単価契約につきましては、やはり単価の合計額となりますので、それぞれの工種に関して、一般管理費ですとかそれぞれの管理費なり直接工事費を算出することができ

ませんので、どうしても、こうした割合、全体の割合ということになってしまうわけなのです。

経理課長 単価契約では起こっているケースがあるという。最低制限価格をこの時点からまた変更しましたというご説明をさせていただいたということです。

会長 はい。

それと、山内建設が同額で、これはたまたまくじ引きに強かったということですか。これも、やや、なかなか、確率的には起こりにくい現象が起こっている。起こらないとは言いませんが、割合、やや不自然な現象ではあると思うんですが。

経理課長 これも電子的なくじ引きの結果です。

会長 ええ。なんですけども。やや。電子的なくじ引きだから、問題ないと思うんですけど、それにしても結果として当たりが多い業者であったことは確かですね。そうですか。

そういうことで、やや、外部的に見ると不自然なところがありますが、手続的にはこういう処理でやむを得なかったという推計はできますが…。

委員 もう一つは、先ほど探りを入れるような動きがあるかもしれないという、さっきの60円と61円の件ですが。それは、だから、70%の当たりをとるために、こういうような例が、全体のほかの入札の場合でも時々そういうのが散見されるということと言われたんですか。そういうところで、業者からすれば、もっとほかの分野の入札でも、行政側としては同じ70%だろうからというので、見当をつけながら入れているという、そういう動きというのはあるんですか。

経理課長 これは単価契約ですので、ほかの契約の場合はなかなかそういうことはできませんので、同じものが複数あって、その日あったからそういうことをやってみたのかと。これもあくまでも推測ですので、事業者の心の中までは読めませんので、確認もっておりません。あくまでも推測として申し上げたということでございます。

会長 はい。では、そういうことで、執行は適正であったということにします。

それでは、2番目の工事案件ですね。説明をお願いいたします。

経理課長 はい。2番目の案件は、高円寺保健センター及び高円寺南児童館改修建築工事でございます。公告の方は16ページ、17ページ、入札経過調書は18ページに記載しているところでございます。

本案件は、一般競争入札として平成21年6月10日に発注公告を行い、7月2日に入札を実施、単体の発注、これは建築工事は1億円を超え3億円未満までは単体発注という形ですの

で、この場合は、予定価格が一応5,000万未満でしたので、単体発注で区内業者のみの参加条件という形になっております。入札参加業者につきましては、5社が出て、渡辺建設株式会社が1億3,300万円で落札しました。落札率は99.19%でございました。

ご説明は以上でございます。

会長 はい。これについてご質問、ご意見ございますか。

この保健センターと南児童館というのは近いんですか。

経理課長 ええ。併設でございます。

会長 そうですか。

これは、5社とも全部 A 級の業者なのですか。B 級が含まれているんですか、格付けが。

経理課長 区内業者だけです。ちょっと調べますが、A 級だけではないと思います。

会長 そうですか。

経理課長 A 級が三社に B 級が二社です。

会長 渡辺建設は A 級なんですか。

経理課長 A 級です。林と大一、4番目と5番目が B 級でございます。

会長 はい。

どうぞ。

委員 質問は、これ、先ほど1億5,000万で区内に限るとのことなのですが、1億5,000万というと、結構仕事としては区内業者にとっては大きいと思うんです。5社というのはちょっと、感覚的には、区内業者に絞ったにしても少ないなという感じなのですが、いつもこんな感じなのですか。この1億5,000万ぐらいの比較的大きな仕事で、5社ぐらいしか出てこないものなのですか。

経理課長 ここの現場が低層の住宅街の中にあって、資材置き場などが確保しづらい点だとか、大型車の搬入がなかなかしづらいという、結構難しい工事であったということもあります。結果としてこの5社になったということでございます。このくらいの金額の規模ですと、大体こういった程度の数になろうかと思われまして。

会長 ほか、ご意見ございますか。どうぞ。

委員 素朴な疑問ですけど、この予定価格が1億4,078万ですね。これ、落札率99.19って、これ、何か計算が間違っているのではないかと思うのですけれど、これでいいんですか。

会長 税金の問題…。

委員 あ、消費税の問題。

経理課長 はい。そうです。

委員 ああ、そうですか。

会長 よろしいですか。よろしいと言うよりむしろ、まあ、特段の問題は見当たらなかったという感じですか。

委員 感じとしては、私が思うには、5社というと、やっぱり非常に話し合いがしやすいというか、そういうのが経験則として私にはあります。10社ぐらいあると、ある程度競争性が担保されるという考えなので、さっきおっしゃったご説明で、大体1億5,000万では5社程度ですよといったら、もう、ほとんどの場合で競争性がかなり失われているという印象に私は受けとめたんです。いろんなデータで出てくる一般競争入札を見ても、10社ぐらいになると、結構、落札率は下がる傾向があります。経済状況にもよるけれども。一般論として言えば、10社ぐらいになると、かなり競争性があると思っています。そういう意味では、5社しか出てこないというのが通常の状態だとするならば、むしろ逆に、区がそこに線を引いていることの方が問題だと、そういう印象で、私は先ほどのお答えを受けとめたんです。

経理課長 はい。結果として5社になっていますけれども、この公告の方を見ていただきますと、建築工事のA級、B級を有することという形になっていますが、A級、B級というのは、ここには書いてありませんけれど、19社ございます。19社の中から5社が応札という結果です。これはもう、この現場の状況とそれぞれの会社の持ち工事の状況によって入札の数というのは変動しますけれども、5社だけではなくて、19社という中から5社が参加したということをご理解をしていただければと存じます。

会長 はい。そういうことですので、これはこれで適正であったという結論にします。

次の3番目の案件です。指名競争入札。

経理課長 はい。次の3番目は、荻窪小学校旧校舎解体工事でございます。

本案件につきましては、移転改築されます荻窪小学校の旧校舎、屋内運動場、プール等を撤去し、整地する工事でございます。

指名競争入札として4社を指名し、4月28日に開札し、5,980万円で落札されたものがございます。これを指名競争入札とした理由でございますが、本体解体工事の該当業種はひき家・解体という分類になりますが、この業種の登録業者が区内には4社のみであったことから、指名競争入札とさせていただいたものでございます。

指名した4社のうち1社が辞退し、3社による入札となり、株式会社ニッコーが5,980万円
で落札。落札率は89.52%でございます。

以上でございます。

会長 はい。そうすると、このデータとはちょっと違うんですか。これだと、ひき家・
解体は区内業者6社になっている。平成22年10月に。増えたのですか、ひき家・解体を行
う業者が。区内業者が、4社じゃなくて6社になっていますけども。

経理課長 増えたということです。

会長 そんなに、急に増えるとは思えないですが、この不況の時代に。少なくとも2社
増えているということは。

経理課長 その点につきましては、従来、登録していなかった業者が、区の発注が区内
限定でされるということを知りまして、登録をしてきたということのようでございます。

会長 説明がよくわかりませんが……

経理課長 この入札時は4社だったのは間違いありません。

会長 4社しかなかったということですか。

それで、4社しかない場合にもかかわらず、辞退をするというのは、これは結構こうい
うことはあることはあるんですか。

経理課長 これも、相手方の事情はちょっと私どもにもよくわからないのですけれども、
受注状況だとか会社の事情だとか、この工事の内容を見て辞退されたのだろうと考えてお
ります。

会長 それと、これは若干、これは私の個人的な疑問にすぎないので、確認されてい
ると思うのですけれど、株式会社ニッコーの本店所在地がマンションのような住所になっ
ているということですが、この業者自身としては、機材などは適正な扱いをされているので
しょうか。

経理課長 はい。経理課長でございます。この解体工事も一般の建築工事もそうなので
すが、重機等の資材置き場は必ずしも事務所の所在地と同一場所にないということによく
ございます。事務所機能としてマンションの一室、この番地を見るとそういう感じなので
すけれども、そういうところに置いて、重機等は別のところに置いていると。いずれにし
ましても、会社の所在地の登記はこちらで間違いございませんので、区内業者として扱っ
たということでございます。

会長 うん。いや、それはその説明でいいと思うんですけど、私が心配しているのは、

一種のダミー会社会的な業者ではなかろうかという心配をされる区民の方もいると思いますので。例えば、自前の機材等なり従業員をきちんと抱えておられるということは、何らかの方法で確認されておられるのでしょうか。それが少し心配だったんですが。

経理課 C はい。その点につきましては、登録時またはその後の入札時において、資材置き場ですとか、それから重機の所在等は確認しております。

会長 いや、所在は確認されていますけど、例えば重機の所有者が全然違った業者になっているとかいうことはよくあるんです、この業界では。

委員 決算書はとっているわけでしょう。

経理課 C 決算書はとっております。

委員 それを見たら、ある程度分析できる……

会長 多分、リースかなんかじゃないですか、持っているとしても。

委員 リースとか、あと、外注とか、ほとんどそればかりという可能性はありますよね。

会長 いや、それでちょっと心配なのです。

委員 だから、決算書とか、もっときちんと分析すべきだと思うのですが。

会長 いや、多分この入札自体は適正だったと思うんですけれども。そういう、いわゆる問題があるような契約というのはなるべく避けた方がいいというので、その辺の確認をされているかどうかということだけで、この会社がそうであるということを申し上げているわけではないんです。

経理課 C はい。過去の工事实績ですとか、工事写真それから資材置き場の写真、それから所在地を確認しておりますので、そういうことはないと判断いたしております。

会長 うん。その説明だけでは私は納得できないんですが…。そうですか。はい。どうぞ。

委員 この、今の4社ですけれども、こちらの業者は、これまでも、区で、実績でかなりお仕事をされているということでもよろしいのですか。それとも、初めてではないですか。

経理課 C はい。ニッコー、山口工業それから山一エンジニアリング、3社に関しては豊富な実績がございます。野口工事は実績が余りなかったものですので、指名をいたしました。最終的に辞退ということになったと思います。

経理課長 会長、先ほどの補足説明ですが、現在、契約制度のあり方の検討会の中で、

来年度以降、暴力団対策に関して一定の要綱をつくって、警察とも情報交換をして、先ほどのお話にあったリースのその先までどうかということが調べられるかどうかは別として、一定の情報が区に得られるよう、今後取り組んでいく予定であります。

会長 はい。これだけの情報では何もわからないものですから、そういうことがないような体制を整備していただきたいということを希望します。

委員 それから、私が希望することは、多分、区のそういう決算書分析能力がどの程度か私はわかりませんが、例えば暴力団関連の会社だったら、業務のほとんどが丸投げで、決算書上でもほとんどが外注費とかになっていると思うのです。というのは、賃借料とかリース料とかがほとんどない可能性があるわけですから、決算書とか損益計算書の分析能力、会社を判断する場合はそこまで分析する必要があるのですが…。区の場合、それがちょっと疑問なのですけど。ただ、利益の部分だけとか見ているんじゃないですかと思うのですけど。どうですか、その点。例えば、減価償却もほとんどないとか…。ありますよね、丸投げになっても。こういう実質的な損益計算書の分析とかはしているんですか。私はそういう能力が区にあるのかなと疑問なのですけど、それはどうですか、その辺は。決算書の分析とか技術的な判断、そういうのはどうしていますか。

経理課C どうしているかとおっしゃられると、なかなか、ちょっと難しいんですけども。見ていることは見て きちんと確認はしております。

それから、業者の実態に関しましても、工事監督が訪問しておりますので、全く別の会社が来ているとかそういうことはないことは十分確認しておりますし、私どもとしては確認をしているというスタンスであります。

委員 そう。

会長 はい。そういう懸念もあるものですから、この種の工事においてはその点ご配慮をお願いしたいと思います。

それでは、その次の、東原（ひがしはら）と読むんでしょうか、児童館乳幼児室空調機器設置工事ですか。

経理課長 こちらの案件が落札率を誤っていた案件でございまして、20ページに書いてありますとおり、95.99%が正しい数値でございます。

この案件は、乳幼児室にエアコンを設置する工事でございます。区の競争入札実施要綱に基づき、予定価格が500万以下のものがございますので、指名競争入札として5社を指名、5月20日に入札し、若林冷暖設備株式会社が211万円で落札、落札率は95.99%でございま

す。

なお、指名した5社につきましては、地域要件や手持ちの工事の状況などに基づきまして選定したものでございます。

会長 はい。この、空調機となっていますけど、具体的にはエアコンのことですか。

経理課長 はい。エアコンのことです。

会長 何機か備えつけるだけですか。普通この種の工事だと、ある意味では、もっと値引きできるような、そういうのがよく議論になっていますね、この空調機器等においては、どういう 設置工事、本体部分、工事だけであって、空調機器代は別件になっているわけですか。それも含む工事になっているんですか。空調機器調達並びにその設置ですか。

経理課長 電気エアコンを、機械本体とそれを設置する工事という。

会長 二つですね。

経理課長 はい。

会長 常識的に言うと、過去の杉並区の実績等からいうと、かなりこの種の工事は割り引いて落札になったというのもあったと記憶していますが。別に、これは予定価格を下回っていますから、何ら問題はないんですが。

どうぞ、皆さん、ご意見、ご質問なり…。

委員 一つ、確認をしていいですか。これまでの空調工事に対して同様の、予定価格が230万ぐらいの同じぐらいのものについての落札率というのは、大体どのぐらいがこれまでの平均だったんでしょうか。あと、一番高いものと一番低いものを教えてもらえませんか。

経理課長 21年度につきましては、これが一番高いものでございます。低いのは どちらにしましても、機械を業者が仕入れて設置するというものについては、元の仕入れ値が結構変動したりすることがあって、落札率がかなり変動するというようなことが空調の機械の場合はあり得ます。

委員 ただ、全く同じではないにしても、同様のものがあれば、どのくらいかという目安になると思うので、これがいいか悪いかの判断をするに当たって基準が全くないので、要するにこれまでもう少し低い落札率のものがあったのか、本当にこれ以上無理なのか、そういう判断をするためのデータをいただきたいということです。

経理課長 はい。指名競争入札を見ますと、今見た限りでは95.4%、これが低い割合となっております。あとは、おおむね96%台から97%台くらいで推移しております。

会長 形式的にはこれで問題はないんだと思うのですが、もう少し頑張れたんじゃないかというのは個人的な感想ですから、これはこれでいいと思います。

ただ、6月30日までに設置は終わったわけですね、履行期限と書いていますから。空調ですから、夏、暑くなるまでには……

経理課長 はい。履行はこのとおり終わっております。

委員 すみません、いいですか。この空調工事という業種での区内の登録事業者数は幾つあるんですか。

経理課長 38社でございます。

委員 38社のうち、5社に声をかけた。

経理課長 はい。

委員 その理由は先ほど実績とか、あと、工事請負状況とかというようなことをおっしゃいましたけれども。

経理課長 あと、地域性等。

委員 地域性。

経理課長 ええ。これ、下井草の履行場所ですので、この5社とも中央線の北側の業者を指名しております。

会長 どうぞ。

委員 これ、コンマ1万から8万まで順番がついているけれども、実質的にはほとんどみんな同じ値段ですね。

会長 そうそう。まあ、そういうことですけれども。

委員 すみません。そこまで地域性を限定して勘案しなければいけない理由というのは、どこにあるんでしょうか。

経理課長 はい。やはり、近い業者ですと運搬ですとかそういったことが楽ですので。どちらかといえば、近いものを選ぶということなのですけども。

会長 実際、空調機械自体は別の業者が持ってくるんだと思いますけれども。それはそれで、説明としては承っておきます。

いずれにしても、形式要件としては適正であるという判断をせざるを得ないと思います。どうぞ。

委員 ちょっと、1点いいですか。私、今回、外部評価委員として初めてこの入札監視に参加するんですけど、ある業者は入札に参加するほかの業者を知っているんですか、自

社のほかに誰が入札に参加しているかということとは。

経理課長 指名競争入札の場合は、相手のことは知りません。

委員 そうですか。知らないで、こういう結果が起きるんですか。すごいですね。

会長 それは手続き上知り得ないことになっているだけかもしれませんが…。それは、まあ。

どうぞ。

委員 この指名の仕方が本当に適切だったのかというところが、ちょっとやはり疑問が残るところで、地域性からそこまで限定して、相手方の運搬コストまで区側が考慮した上で指名してあげなきゃいけないものなのか。それはもう、業者の側で判断することじゃないかという気もするんですけども。その業者の選定の仕方、基準のところですが、そこはちょっと、疑問が残るということを申し上げておきたいと思います。

会長 要するに、この場合の指名業者数を、もう少し多くできたのではないかと。

委員 ええ。そうしたら、もう少し競争性も高まって、落札率ももしかしたら低くなっていたかもしれないし。それはわかりませんが、やってみないと。

会長 指名競争入札の場合の最低的な業者数というのは、別に、制限は特にないですか。区としてお決めになっているものがあるんですか。3社以上ですか。

経理課長 ございます。250万から500万までの案件では4社から8社というのがルールでございます。250万未満が3社から6社、250万から500万までが4社から8社、500万以上1,000万未満が5社から10社でございます。

会長 まあ、それで どうぞ。

委員 それで私が不思議に思うのは、上限を決めているというのが非常に不思議で、仕方がないんですが。つまり、上は幾らでもいいわけではないですか、競争性を高めるためには。何社から何社というのは、上が決まっているということでしょう。

経理課長 指名競争入札という制度自体が、一般競争入札の次のカテゴリーとして存在するということで、それには事務等を含めて、いろんな要素がある中で決められているということでもありますので、上限を決めないということになると、一般競争入札との差異も、違いもまた出てきません。一定の枠で一定の規模の入札業務として、規模を設定することが、地域の事業者の入札にかかるコストなどを総合的に考慮した上での枠組みとご理解いただければと考えているところでございます。

この中で、区が発注している内容をどこの業者がどのくらい受注しているかというのは

私どもも把握していますので、そういった中で、あえて今回、受注をかけても、この規模だと、工事の技術者の配置だとかそういうのが難しくできないだろうということが容易に推察される場合もありますので、そういったことを総合的に勘案して、指名する業者を決めていると。それは、地域性と、先ほど申し上げた受注の状況等を勘案して決めているということでございます。

先ほど申し上げた、数が決まっているというのは、そうした指名競争入札という制度の中で枠を決めているということでございます。

委員 私は、今まで資料を見てきて、ほかの区と比べれば、杉並区が公開性なり競争性は相対的に高いというのは、今までの資料でも一応認識はしているつもりなのですが、ただ、そうであるからといって、低い方に合わせる必要はないわけです。やはり、先ほど委員が言われたように、普通知らないはずだというのは確かにそうなんだけど、それにしてもいろんなことが、不可思議な 不可思議でもないのか、起こるといことは、いろんなチャンネルでこういう業者の情報の交換というのはあると思う。例えば下請業者などが、ある程度、単価というのは大体相場からわかると話していたこととか、いろんな話を前に聞いたことがあります。

競争性を確保するためには、先ほどちょっと申しましたが、やはり10社くらいになると、ある程度それが読めなくなるという、一種のそういう現象が起こって競争性が出るんです。5社程度というのは、私が自分の経験的に見ても、結構、情報交換の密度が高くなるという、そういう感じがします。多分過去のデータを、指名競争でも何でもいいんですが、杉並区が持っているデータを、どのくらいの参加者があったかによって、入札率の動きを、ある程度のトレンドなりなんなりを横断的に比較すると、結構その辺の差が出ると思うんです。5社と10社ではかなり違いがある。そういう意味で、一つの競争性をと言う場合には、やはり10社くらいを何とか目標にするというのを、一つの政策として持っていた方がいいのではないかという感じで申し上げたわけです。ほかに比べれば、杉並区さんはよくやっていると思いますが、だからといって、マーケットのそういうある種の癖のようなものをやっぱりちゃんと把握しなくちゃいけないんじゃないかという、そういう意味です。

会長 はい。今のお話をご意見ということですので、そう受けとめていただきたいと思います。

それでは、工事の最後の案件であります、ポンプ改修その他工事です。

経理課長 21ページになりますが、永福和泉地域区民センターポンプ改修その他工事で

ございます。

本案件につきましては、排水ポンプを交換する工事でございます。130万円を下回るため、地方自治法施行令167条の2、第1項第1号に該当するため、杉並区契約事務規則第38条の2、第43条関係として定められた金額の範囲として見積競争を実施し、随意契約としたものでございます。

見積業者は、区内に登録のある給排水衛生設備業者から4社を、地域性と受注状況から選定をしたものでございます。そのうち1社は辞退、3社が参加した中で、中央設備工業株式会社の71万5,000円で決定したものでございます。

随契のものを見積競争という形で執り行ったということでございます。

以上でございます。

会長 はい。これは低落札率となっていますが、これは非公表ですけど、金額が予定価格に比べてどれほど低かったんですか、かなり。答えられる範囲でいいと思うんですけど。これは相当低いんですか。

経理課長 7割を切っているという結果です。

会長 そういことですか。ということのようですが。この見積競争の場合も、さきほどの話もありますけど、何社から見積りをとるかというのは決まっていますか、これも。杉並の場合は、見積りは2社と何か聞いたことがありましたけど、違いますか。

経理課長 50万から130万以下の場合は、4社から5社でございます。随意契約で、130万以下ですので、そこが最大限でございます。

会長 はい。ということです。これだけではなかなか判断が難しいですね、情報量から言っても。

経理課長 この手続は、電子入札のような形で見積書を出させているのですが、区の本来的手続から言えば、これ、政策経営部の案件ですので、経理課の方が所管して行ったものですから、他の部の課ですと、130万未満ですので、それぞれの業者を呼んで集めて、見積りを合わせるというようなレベルの見積合せ、見積競争という形式のものを、政策経営部の場合は、電子入札という形式で、登録させて出させているというものでございます。

会長 ということですが、この資料から言えば適正であるということになると思います。はい。それで結論とします。

それでは、追加の最後の案件です。

経理課長 はい。6番目の追加させていただいた高円寺地域区民センター第二音楽室防

音扉改修工事でございます。調書は22ページでございます。

これは区民センター内の音楽室の防音扉を改修する工事でございます。本件工事は250万円を下回るため、工事概要、指名基準については、入札経過調書、ここには書いてございません。指名業者は、区の指名基準により、区内の建築工事業者を4社選定し、指名したものでございます。

これにつきましては、業種に「サッシュ」と書いてありますが、これはいわゆるサッシの工事でございます。12月8日に入札を行い、広拓建設株式会社が175万円で落札。落札率は98.75%でございます。

会長 はい。ということですが。

これは防音扉を取替えるということになるんですか。「改修」となっているんですが...

経理課長 はい。防音扉を取替えるのですが、加工したものを新たにつくってもらって、設置して取替えるということでございます。

会長 ということですが、これが落札率からいうと高かったということですが。

一見すると何か特殊な技術が要りそうな感じもしますが、通常の施工で可能なわけですね、サッシとなっていますけど。

経理課長 品物自体が特注品なので、請負業者は別のところに、建具屋に特注で出して作ってもらい、それを取付けるという形になります。

会長 でしょう。その取付けだけ。そのものの製作自体は、では、別の業者に頼むんですか。

経理課長 はい。建具屋に作ってもらいます。

会長 いやいや、それは取付けとは別契約なのですか。

経理課長 いや、同じ契約の中に入っています。

会長 それが不可解なのです。先ほどの空調機器工事と同じで、それはむしろ分けてやった方がいいような気もするんですが、かえって煩雑になりますか。その辺りは検討されているんだと思いますけど。

経理課長 作る側にそのまま取りつけをお願いするようなことができれば、本来はいいわけですが、作る側は作るだけしかできませんので、あくまでも部材として作られたものを取りつけるという形になり.....

会長 分割はできないんですか。

経理課長 はい。

会長 いやいや、分割してもいいと思うんですけども。一本にするメリットって、何ですか。

経理課 C やはり、取付け状況等を踏まえた製作というのが当然必要になると思いますので、製作と取付けの両方を一本でやった方が効率的だと判断いたしました。

会長 そうですか。というのは、ちょっと不透明感があるので、そのやりとりが。そうですね。それは政策判断の結果とのことですなら、いいと思います。

では、そういうことで、入札自身は適正であったということで、また、時間が余れば戻ることにはいたしまして、次の委託・賃貸借契約の案件に移りたいと思います。

最初に、一般競争の和田堀公園プールほか2所運營業務委託ですか。これについて説明をお願いします。

経理課長 はい。資料11の1ページでございますが、1ページ、2ページ、3ページにかけて発注公告、その次のページに入札見積経過調書を付けてございます。

これは一般競争入札によるものでございまして、業務内容は、夏季期間中の3カ所のプールの監視、運営、日常清掃、日常管理、水質管理等の業務でございます。発注公告にございますように、営業種目は警備・受付等の形になります。取扱品目はプール管理、参加資格条件は、区内業者、区外業者ごとにそれぞれ決めて、平成21年4月22日に公告、5月21日に開札を行ったところでございます。

入札経過調書、4ページでございますが、そちらにありますとおり、区内5社、区外6社、合計11社の申し込みがあり、株式会社オーチュー杉並支店が3,345万円で落札したものでございます。

会長 これは毎年されている契約だと思んですけど、前年はどこなのですかね。

経理課長 同じ会社でございます。

会長 ああ。ということのようです。

委員 これ、100%ですね、入札率は。

経理課長 いえ、100ではないです。

会長 どうぞ。

委員 この株式会社オーチュー杉並支店というのは、ずっとやっているんですか、この運營業務を。

経理課長 5年ほど前ぐらいからやっております。ずっと続けております。

会長 どうぞ、ご質問等。

委員 この場でお答えいただけるかどうか分からないんですけども、これ、今、予定価格も非公表なので、これで予定価格、例えばオーバーだったのはどれになるんでしょうか。それは言えないことですか。

経理課長 金額は言えませんが、今調べていますが、何番目以下という形では...

...

会長 はい。

委員 はい。いいです、それで。

経理課長 1番のみです。2番目以降が全部上回っているということでございます。

委員 当然そうでしょう。

委員 そうなるはずですよ。

委員 これは業者が変わったら安全上まずいとか、そういう面があるんですか。

会長 いやいや、まずくないから、これは一般競争だと思いますが、前提としては。それは、当然そうなっていると思いますけど。

委員 先ほど5年間ずっとこのオーチャーがとっているということですね。大体、いつも10社ぐらいで競争しているんですか、今までも。いや、まことに不思議に思ったので。

そういう場合には、私どもは不思議だと思うけれども、同業者もいつもオーチャーさんに落ちているのならば、もう入札はやめたというような声が出てこないんですか。よく、まあ、入札につき合っていますね、10社。いやあ、不思議ですね。

委員 微妙な金額でね。

会長 これはほかの区立のプールはないんですか。ほかは、もう、これ以外の契約は、プール管理は。これだけですか。ありますよね。

経理課 A 今回の契約は屋外プール3カ所が対象になっていますが、これとは別に、温水プールが一般競争入札で、毎年入札を実施してございます。

会長 はい。そこはこのオーチャーとは違う業者なのですか。

経理課 A 別の業者です。

会長 そうすることで、ここが独占的に杉並の業務を押さえているわけではなさそうです。

どうぞ。

委員 これ、和田堀公園のプールと、それから、関根文化公園と阿佐谷けやき公園の3カ所を一つにまとめて業務委託する、その理由は何ですか。これ、個々にでは、まずいん

でしょうか。

経理課 A 開設期間が同じですので、三所まとめた方がスケールメリットが出るだろうと、こういう判断でございます。

委員 開設期間が同じ。

経理課 A 屋外プールの開設期間ですね。清掃だとか、そういった、業務の実施手順についても、三所同様ですので。

会長 どうぞ。

委員 よろしいですか。こちらのオーチューは5年間請負っているということですが、評価は高いんでしょうか。きちんとした対応がなされて.....

経理課 A モニタリング制度というのを杉並区は導入しては、その中で履行評価を行っているのですけれども、18年ですか、ふじみ野市のプールの死亡事故以降、プール監視業務については、区においても業務の内容についてかなりモニタリングしています。そちらの方については良好だと承知しております。

委員 事故はないんですか。

経理課 A 事故はありません。

委員 こういったものに関して、今度、総合評価が入るわけです。総合評価方式でしたでしょうか。ああいうものも多分取り入れられると思うんですけれども、こういった管理運営的なものに関しては、そういったものの方に移行するという計画はおありでしょうか。

経理課 A 総合評価については、現在、工事について試行で実施しているということで、委託についてはまだ検討中ということでございます。

委員 こういった中身に関して、いろんなところから企画書をご提案いただくことによって、よりよいサービスを効率的に行っていただけるようなものになっていくんじゃないかと思うんです。これだと、仕様書に書かれているものに関していくらかというだけの話ですよね。それよりも、もう少し中身に関して質のいいものを選ぶというような方式に、要するに、工事よりもむしろ運営的なものに関しては、入れられた方がいいのではないかと思うんです。その辺はいかがですか。

経理課長 私どもは契約を所管するセクションですので、事業セクションがどう考えていくかという基本的な視点もあろうかと思っておりますけれども、委員からの貴重なご意見として伝えてまいりたいと思っております。恐らく、事業部門には事業部門なりの事情があって、現在こういう枠組みをとっているのだらうと思っております。

会長 はい。そういうことで、とりあえずこれはこういうことで、適正だということで結論とします。

その次は、パソコンの賃貸借の長期継続契約の件について。

経理課長 はい。発注公告につきましては5ページ以降にございます。入札見積経過調書については7ページでございます。

これは一般競争入札案件でございますが、杉並区長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づきまして、3年間の長期継続契約を締結する案件となっております。

業務内容は、区職員が使用するパソコンのリース契約でございます。平成21年5月13日に公告、6月2日に入札、15社が参加申込みを行い、1社が辞退、1回目の入札でリコー販売株式会社首都圏広域事業本部公共文教営業部が136万1,100円、これは月額でございますが、落札しております。

なお、本件は長期継続契約ということでございますので、別添の参考資料として、そばにA4縦の2枚つづりの資料を長期継続契約の説明資料として配布しておりますので、ご参考にしていただければと存じます。

会長 はい。これは長期継続契約の案件です。

トータルのパソコンの台数としては何台になるんですか。箇所数は書いてあるんですけど
ど ああ、683台ですね。

委員 これは落札率みたいなものはわからないんですか。

経理課長 ええ。申しわけありません。これはちょっと、今はお話しできない状況でございます。失礼しました。かなり低いもので、皆さんの方から選ばれたものでございます。相当低かったということで。

委員 そうですか。

委員 これ、何年リースなんでしょうか。

経理課長 3年リースです。

会長 はい。この種のものはこれぐらいの値段になるかと思いますが。では、それはこれでいいということで結論にします。

この次はすぎのき生活園及びあけぼの作業所利用者送迎用ワゴン運行業務委託です。

経理課長 はい。こちらは指名競争入札でございます。基本的には2,000万以上の委託案件については一般競争入札を実施することになりますが、本案件につきましては、朝の

迎いのバスは受託者の車庫発となるということから、区内30分以内の場所に受託者の車庫が必要である旨、条件を付した内容となっております。こうしたことから、参加可能業者が限られるため、一般競争入札ではなく、指名競争入札として実施したものでございます。

この両施設の位置づけでございますが、すぎのき生活園は障害の重い知的障害者の通所更生施設、あけぼの作業所は知的障害者の授産施設でございます。

お手元の入札経過調書のとおり、条件に合致する業者5社を指名いたしまして、平成21年2月24日に入札を行い、1社の辞退があり、1回目の入札で杉並交通株式会社が落札したという経過でございます。

会長 これも杉並交通がかなり継続されているんですか。

経理課長 ええ。極めて高い落札率。

会長 いやいや、継続。

経理課長 継続しております。

会長 ですよ、確か。去年も何かこの場で審議したような記憶があります。ということですが。

毎年少しずつ、落札の金額は低下しているんでしょうか。落札金額は、前年に 業務内容は同じですね。違ってましたか。人数によって違ってくるのですか、それとも。台数であるから、同じですか。

経理課長 申しわけありません。今調べていますが、ほぼ同額だと思われまして。

会長 はい。わかりました。

これには一定の条件がやっぱり必要なんですかね。だからよく、NPOとかなんとかでやりたいんだけど、できないとかといった話を、時々聞きますよね。こういう特殊な認定が要るんですよ。NPOが勝手に安くやりたいのだけれども、条件があるというので、いつも問題になっている案件ではなかったでしょうか。

経理課 A はい。一般旅客が必要な、緑ナンバーという指定になります。

会長 ですよ。

どうぞ、 委員。

委員 前年度も同額でこういう形が出てきているのであれば、ほかの業者というのはその金額がわかるわけですね。内容もほとんど同じであるならば、そのぐらいで多分こちらが入れてくるだろうということはわかるんだけど、多分ほかの業者というのはそこまでは下げられないということで入れるんでしょうか。その辺りはちょっと、わからないん

ですけれども。もし本当に取りにいく気であれば、やはり前年の金額というものは確認をした上で対応していると思うんですけれど。その辺はちょっとわからないと思うんですけれど。

経理課 A 経過調書は公表していますので、昨年の金額は、当然、業者は見ればわかるということで、今年についても昨年同様に入札を行った結果ですけれども、ほかの業者が本気でやるというような意思があるのか、ないのかはわかりません。

経理課長 業者の経営に関する話には、なかなか難しいものがございます。

会長 まあ、対応する相手の方の問題もあると思いますが。では いや、でも、手続的にはこうした結果でやむを得ないと思います。

委員 手続的にはいいと思うんですけれど。

会長 それでは、耐震補強の実施設計業務委託ですね。

経理課長 はい。9ページになりますが、中瀬中学校ほか1校耐震補強実施設計業務委託でございます。

この案件は、中瀬中学校と杉二小学校2校の耐震補強工事の実施設計業務を委託したものでございます。2,000万未満のため、指名競争入札となっております。なお、2,000万を超えた場合も、区では設計業務の委託に関しては指名競争入札という形をとってございます。これは設計がその後も契約につながる、その他の事業につながっていく重要なものであるため、指名競争入札ということで行っているところでございます。

この指名競争入札に伴う業者につきましては、杉並区建築設計事務所選定要領に基づき、過去の設計実績等を参考に同委員会が選定したものでございます。15社を指名、うち5社が辞退、1社が不参加となり、9社が参加して、10月26日に入札、五味建築設計事務所が1,230万円で落札したということでございます。

会長 これの予定価格は非公表ですね。事前公表じゃないですね。

経理課長 はい。事後公表です。

会長 事後ですね。

経理課長 すみません。落札率は95.7%でございます。

会長 はい。

これはそれほど特殊なものとも思えないんですけれど、かなり何か金額にばらつきが、倍以上ありますね。これはデザインなどは関係なさそうですけど、そうでもないんですか。耐震補強……

経理課長 耐震補強ですので、デザイン性とかそういう分野のものではございません。

会長 ないですね。これから言えば、これしかないですから。

ご質問ありますか。

委員 これはいわゆる構造設計の事務所に頼んだのですか。そうですね。

会長 これは、でも、中野区となっています。この業者は、区内業者なのですか。

経理課長 いえ、これ、区内業者は1社、上から二つ目の2番目しか入っておりません。
あとは全部区外を示しております。

会長 区外ですか。区外業者ですけど、手続的には、これが最低の入札額ですから、
いいということになります。

それでは、最後の案件になりますが、放置自転車移送処分業務委託（単価契約）につき
まして、お願いいたします。

経理課長 はい。最後の案件ですが、この案件につきましては、放置自転車として撤去
した自転車のうち、保管期間が過ぎたものを移送し処分する業務でございます。発注時点
においてどのくらいそうした処分台数が出るか不明なことから、単価契約という形式にな
っております。6社に見積作成依頼を行い、平成21年3月12日に見積競争を行った結果、4
社が応じ、有限会社三考商事に34万円で決定、落札率は すみません、非公表なので申
し上げられませんが、かなり低いものでございました。

会長 明らかに低いですね。

どうぞ。

委員 いいですか。この単価契約って、1台幾らという単価ということですか。

会長 1台ではないでしょう。

経理課長 単価と見込数を、これには、自転車とバイクがございまして、それぞれの単
価に……

会長 両方とも説明していただけますか。

経理課長 自転車が4,000台、バイクが250台なのですが、それぞれに単価を掛けて出て
きているというものでございます。

会長 実際のこの落札で1台あたりの金額は。

経理課長 両方とも80円です。

委員 では、実際見込み数からずれても同じということですか。

会長 いやいや、予定数量は変動するわけでしょう。

経理課長 はい。

会長 要するに80円というのが、まあ。

これは、処分するというのは、この前もお聞きしたんですけど、最終的には鉄くずになるということなのですが、そのチェックというのはいかにされているんですか。移送処分が適切になされているかどうかという確認は。

経理課長 法律的にマニフェストで追っかけられるような形になっていまして、それがちゃんと区の方に情報があり、所管の方で保管しているということでございます。

委員 それはちゃんと返ってきたのを確認されているんですか。最終処分まできちんとなされた旨の確認ができていますかどうか。

経理課 A マニフェストは、こちらの方にきちっとつづられているということで。

会長 いや、それはまあ、そうでしょうけれど。

経理課 A 最終処分の確認は、毎年はしていないのですけれども、過去に一度行ったことがあります。廃掃法上は、処分場まで追いかければ、法的には条件を満たしているとなっています。

委員 ですから、その処分場まできちんと運ばれた旨の最後の伝票がきちんと返ってきていますかということですが。

経理課 A 返ってきています。

委員 それは、ですから、毎年ちゃんと 毎年というか、案件ごとに確認されないと、まずいわけです。

経理課 A そのとおり確認してございます。

経理課長 前にというのは、前にわざわざ、法的には必要はないんですけど、現場まで行って、目で確認したこともあるという趣旨でございます。

会長 これ、でも、34万円 どうぞ。

委員 ちょっと、もう一回。自転車1台、80円でしたか。

会長 80円でした。

委員 そうすると、バイクは。

会長 80円ですね。

経理課長 はい、80円です。

委員 バイクも自転車も80円。とても安いと思います。

会長 だから、大丈夫かなという心配があるのですけれども。安いこと自体はいいんで

すけれども。34万では、商売にならんじゃないかと思うんですけど。

委員 多分、売却できる分もあるんでしょう、その鉄を。

会長 当然それはそうなのですが。まあ、そういうことで。

委員 それにしても、価格は業者ごとに違いが、かなり開きがありますね。これはどう理解したらいいのでしょうか。

会長 これ、去年は幾らだったんですか、去年の単価は。昨年も三考商事ですか。

経理課長 昨年もそうです。三考商事です。

会長 やはりこれぐらいの金額ですかね。では、もう、圧倒的に……

経理課長 類似していますが、記憶だともう少し高かったのではないかと、今、担当が確認しています。

会長 要するに、それなりのノウハウをお持ちだということですね。

委員 ある程度、産業廃棄物として処理するというけれど、例えば、海外に、東南アジアなどに売っていいわけですか。そういうのはどうなっているのですか。それは自由ですか。

経理課 A 廃掃法上で処分をしてもらうことになるので、売ることはできません。自転車のまま売ることはできないということです。

経理課長 放置自転車全部がこの処分ではありません。程度のいいものは、海外向けに別に売り渡しております。程度の悪いものというか、もう再利用できないものを廃棄するという形でこの契約になっているものです。別の契約がもう一つございます。

会長 ですから、非常に不可解なのですが。

委員 そうですね。それはやっているなという感じがしますけれど。

会長 まあ、区民の負担としては少なく済んでいますので。マニフェスト等で担保されていれば、この契約自身はいいのではないかという判断になるんですけど。若干の疑問は残りますが、その辺りの追跡のチェックはされているということですので。

委員 この三考商事は、収集・運搬業だけですね。処理業の許可はとっていないところですね。

経理課 A そのとおりです。処分については、別途この契約に包含する形で、処分業者と廃掃法上の契約を区が行っております。

会長 そうすると いや、僕は専門家じゃないからわからないんですけど、収集・運搬のみなのに、最終処分までの追跡は可能なのですか、区の方として。

経理課 A マニフェストで可能になっています。

会長 可能になっている。それと……

委員 可能というか、排出者の責任として、マニフェストで自分が出したものが最終処分まできちんと適切になされたことを確認しない限り、排出者責任を果たしたことになるように、廃掃法が改正されていますので。

会長 だめなのですね。では、法的には、いずれにしてもこれでいいということですね。
まあ どうぞ。

委員 すみません、もう一度確認。最終処分にかかる費用の分も含まれているとおっしゃったんですか、今。

経理課 A 処分についての金額は、この契約に金額に入っているということです。

委員 入っている。

会長 そうですか。適正になされていることを期待するほかないですね、我々としては。工事案件が6件と委託・賃貸借契約を5件、合わせて11件、我々は審議してきたわけですが、この抽出されてきた11件につきましては、いずれも適正な執行をされていると、資料と説明に基づいて判断せざるを得ないという結果になりました。

ただ、審議の中で、各委員の方から、いろいろな、制度にかかる問題点でありますとか、改善のご提案等がありましたので、それにつきましては、区としてはまた検討の余地があるものについては検討していただいて、政策等に反映していただければと思っております。

入札監視委員会としての議事はこれで終わりということです。続いて、今後のスケジュール等につきまして、事務局の方から説明をお願いいたします。

特命事項担当副参事 はい。次回の外部評価委員会についてですが、2月7日月曜日の午後3時からを予定しております。内容は、個別外部監査の結果についての報告 今年度は指定管理者制度についてということでしたけども、それと、今年度の外部評価委員会の報告書のまとめ方、今年度は行政評価制度の見直しを予定していますので、今後の行政評価について、委員さんのご意見をいただきたいと考えております。次回についてはそのような予定であります。

それと、連絡ですけれども、事業仕分けのときの議事録の確認を今お願いしております。お忙しいところすみませんが、よろしく申し上げます。

それと、大変申しわけないのですが、第1回目の議事録について確認していただいておりますので、それについても近々メールでお送りしますので、よろしく申し上げます。

会長 はい。

それと、もう一つ確認なのですが、今年はイレギュラー的な格好で行政評価の外部評価にかわるようなことをやったのですが、毎年我々が出している外部評価委員会報告書というものについては、もう、杉並版「事業仕分け」でそれにかわるものだとみなしていいのかどうかというのは、この設置規定的にそれでいいのかどうかということを検討しないといけないということと、来年度以降のいわゆる外部評価委員会としてどう体制が整うのかということについても、今日はもう時間が超過していますが、やっぱり併せて検討しておくべきことだと思います。区長も新しく替わられましたので、区のお考えも確認して、一応この場で正式に議論をして、合意をとりたいと思っております。ということで、よろしいですか。

(了承)

会長 それでは、本日は少し時間が超過しましたが、これにて終わりにしたいと思います。どうも、お疲れさまでした。

平成22年度 第3回杉並区外部評価委員会 次第

平成22年12月13日 午後3時～
杉並区役所中棟4階 第1委員会室

1 開 会

2 議 事

- (1) 事務事業等の外部評価（杉並版「事業仕分け」）結果（意見欄）の
まとめについて

配布資料

- ・ 事務事業等の外部評価（杉並版「事業仕分け」）評価結果・・・資料 I

- (2) 平成21年度入札及び契約に関する外部評価について（入札監視委員会）

配布資料

- ・ 入札・契約制度の改革・・・・・・・・・・資料 1～7
- ・ 入札・契約制度における臨時的緊急措置について・・・・資料 8
- ・ 杉並区契約制度検討委員会について・・・・資料 9
- ・ 工事契約 審議案件・・・・・・・・・・資料10
- ・ 委託・賃貸借契約 審議案件・・・・・・・・・・資料11

3 今後のスケジュール等について

○次回日程 2月7日（月）午後3時～ 中棟4階 第1委員会室

4 閉 会

入札・契約制度改革

資料 1	入札・契約制度改革	P 1 ~ 13	
	1 入札・契約制度の基本的な方針	1
	2 入札・契約制度改革の概要（工事）	1
	3 入札・契約制度改革の概要（委託・賃貸借）	7
	4 入札・契約制度改革の効果	9
	杉並区で実施している工事の契約方式（平成 22 年度）	10
	杉並区で実施している委託・物品の契約方式（平成 22 年度）	..	11
	平成 21 年度工事入札結果一覧	12
	平成 21 年度委託・賃貸借入札結果一覧	13
資料 2	年度別入札・契約制度の変遷	P 14 ~ 15	
	年度別入札・契約制度の変遷（工事）	14
	年度別入札・契約制度の変遷（委託）	15
資料 3	工事及び委託契約における落札率の推移	P 16 ~ 18	
	1 工事	16
	2 委託	17
	3 入札合計	18
資料 4	年度別入札形態別平均参加事業者数一覧	P 19	
資料 5	業種別競争入札登録事業者数	P 20 ~ 23	
	工事業種別競争入札登録事業者数	20
	物品営業種目別競争入札登録事業者数	22
資料 6	過去 3 年間指名停止業者一覧	P 24 ~ 25	
資料 7	平成 21 年度 不調案件経過処理	P 26	

入札・契約制度の改革

1 入札・契約制度の基本的な方針

契約は、発注者である区が、確定的な意思をもって臨むものである。この発注者の確定した意思に対して、受注者が合意できるのであり、突発的な履行問題の発生にも、「信義則」に基づき解決していくことができる。

また、入札制度改革の究極の目的は、エンドユーザーである住民に対して、価格と品質が総合的に優れた公共調達を実現することにある。

杉並区では、区が締結する契約に関して、区民の信頼を確保するとともに、区内業者を中心に業者の健全な発展を主眼に（１）入札・契約締結における透明性の確保、（２）公正な競争の促進、（３）適正な施工・履行の確保、（４）不正行為の排除の方針のもと、入札・契約制度の改革を実施してきた。

また、入札・契約制度の適正化や実務の迅速化、入札参加業者の負担軽減、経費の縮減を図っていくため、平成 16 年 12 月から入札参加業者の登録申請を開始するとともに、平成 17 年 9 月発注案件から電子入札を実施している。

今後も、競争性や透明性の一層の向上を図り、適正な運用を進めていくため、入札・契約制度の改善に取り組んで行かねばならない。

2 入札・契約制度改革の概要（工事）

（１）入札・契約締結における透明性の確保のため実施した改革

実施時期	実施項目	内容説明
平成 6 年 4 月	入札経過調書の公表	入札終了後に閲覧方式で公表
平成 10 年 12 月	予定価格の事後公表	130 万円以上の案件で、入札終了後、入札経過調書に記載
平成 12 年 12 月	予定価格の事前公表	2,000 万円以上の案件で、発注案件公告の欄外に付記
平成 14 年 4 月	郵送による入札 年間工事発注予定表の公表	3,000 万円以上の案件は、入札書を杉並郵便局止めで送付
	ホームページの利用 (入札経過調書、条件付一般競争入札の発注案件公告、年間工事発注予定表等)	250 万円以上の発注予定案件 入札情報や区からのお知らせを原則としてホームページで公表

実施時期	実施項目	内容説明
平成14年9月	入札監視委員会設置	入札・契約制度を外部から監視する。適正化法の目的を具体化
平成15年4月	年間工事発注予定表の公表範囲の拡大	130万円超える案件
	予定価格の事前公表範囲の拡大	130万円超える全案件に適用
平成16年4月	発注基準の事前公表	3,000万円以上の一般競争入札案件は発注案件公告で、3,000万円未満の案件は業種別の発注基準をホームページで公表
	一者随意契約締結結果の公表	随意契約した130万円超える案件をホームページで公表
平成18年4月	一者随意契約締結結果における随契理由の具体的明示。	随意契約の理由を根拠法令のほか、案件ごとに説明
平成19年1月	契約変更を行った案件の変更内容の公表、及び一般競争入札に申し込み、抽選で入札参加できなかった者の公表	締結後の事情により契約変更を行った案件について変更内容等を公表
平成19年4月	予定価格の事後公表への変更 (19年度 47件)	適正な積算を促すため、予定価格3,000万円以上の案件について予定価格を事後公表

(2) 公正な競争の促進のため実施した改革

実施時期	実施項目	内容説明
平成14年4月	一般競争入札の適用範囲拡大	3,000万円以上の案件、区外業者の入札参加枠を制度化
平成15年4月	入札回数の限定	予定価格公表の案件は1回、その他は3回
平成16年4月	一般競争入札の適用範囲拡大	500万円以上の案件 これにより、公募型指名競争入札は廃止
平成17年4月	一般競争入札の適用範囲拡大	発注見込み額500万円以上の単価契約案件 これにより、予定価格500万円以上の案件は一般競争入札となる。
平成19年4月	一般競争入札参加区外業者の拡大	予定価格3,000万円以上3億円未満の案件に参加できる区外業者数を拡大

実施時期	実施項目	内容説明
平成 20 年 4 月	現場代理人の専任制の緩和	区発注工事での現場代理人の常駐義務を緩和し、区発注工事間での兼任を一部認める。

(3) 適正な施工・履行の確保を図るため実施した改革

実施時期	実施項目	内容説明
平成 12 年 12 月	低入札価格調査制度の導入	2,000 万円以上の案件 ※「杉並区低入札価格に関する調査規程」 最低制限価格を下回っても、一律に失格とするのではなく、業者の技術力等調査のうえ、契約の相手方を決定
	最低制限価格の設定	130 万円超 2,000 万円未満の案件
平成 14 年 10 月	履行成績不良事業者の入札参加指名停止期間を延長	「杉並区競争入札参加有資格者指名停止基準」最長 6 月を 1 年間に延長
平成 15 年 4 月	中間検査の実施・成績評定制度の導入	1,000 万円以上の案件
	納品時における低公害車の使用	工事車両について、原則として低公害車（非ディーゼル車で国又は 7 都県市指定）を使用することを特記仕様書に付記
平成 15 年 7 月	低入札価格工事に係る検査の強化	低入札価格調査により契約の相手方となった業者の履行状況把握のため、中間検査を実施
平成 16 年 4 月	落札者の入札参加資格の制限	同一業種・同一日の予定価格 3,000 万円以上の工事において、落札した業者は、以後の案件への参加資格を失うこととした。
平成 20 年 4 月	下請けセーフティネット債務保証事業に係る譲渡制度の承認	履行の確保、下請け業者への支払い保証のため、制度を活用した債権の譲渡を承認する。
平成 21 年 4 月	最低制限価格・低入札調査価格の設定金額の範囲を拡大	予定価格の 80%から 3分の2の範囲内を 85%から 3分の2に拡大した。
	低入札調査価格の対象業務を拡大	設計・測量等の業務に低入札価格調査価格を適用できるようにした。

実施時期	実施項目	内容説明
平成 21 年 6 月	最低制限価格、低入札調査価格の算定基準の改正と公表。低入札調査価格制度の失格基準制定	最低制限価格、低入札調査価格の算定基準を①直接工事費②共通仮設費③現場管理費④一般管理費より次の積算式により導き出した額に改めた。 ①×95%+②×90%+③×60%+④×30% 但し、積算により算定された額は、予定価格に対して 2/3 から 85%の範囲内の額とする。
	低入札調査の対象を予定価格 3,000 万円以上に引き上げ これに伴い、予定価格 3,000 万円未満は最低制限価格を適用	低入札価格調査対象を、予定価格の事後公表に合わせて、予定価格 2,000 万円以上から予定価格 3,000 万円以上に改め、予定価格の事前公表案件は、すべて最低制限価格の対象案件とした。
平成 22 年 4 月	低入札価格調査制度に失格基準価格を追加	低入札価格調査基準の範囲にて、契約の内容に適合した履行がされないと認められる価格を失格基準価格として定められることとした。

(4) 不正行為の排除の徹底を図るために実施した改革

実施時期	実施項目	内容説明
平成 12 年 12 月	現場説明会の廃止	入札室で実施していた入札仕様の説明会を廃止し、入札関係書類を郵送方式に変更
	談合情報取扱基準の明確化	「杉並区談合情報取扱規程」談合情報の公正取引委員会への通知を含めた規程を制定
	予定価格の事前公表	予定価格を探る行為による贈収賄を防ぐため、予定価格 2,000 万円以上の案件について予定価格を事前公表とする。
平成 14 年 4 月	談合等不正行為による契約解除違約金の設定	契約条項に独占禁止法違反等による違約金及び損害賠償の額を規定
平成 14 年 10 月	指名停止基準の強化	談合等の独占禁止法違反等、入札参加資格関係資料の虚偽記載があった場合の指名停止期間を延長。

実施時期	実施項目	内容説明
平成 15 年 4 月	予定価格の事前公表の拡大	130 万円以上の全入札案件の予定価格を事前公表とする。
平成 22 年 4 月	指名停止基準の強化に伴う要綱制定	指名停止期間等の強化を契機に、これまで数次の改正を加えてきた「杉並区競争入札参加有資格者指名停止基準」を抜本的に改正し新たに要綱として策定した。

(5) 新たな入札・契約制度に向けての改革

実施時期	実施項目	内容説明
平成 13 年 12 月	一般競争入札（総合評価方式）の導入	3,000 万円以上の案件 契約の目的や性質から価格競争による入札方式により難しい場合、予定価格の制限の範囲内で、価格その他の条件を総合的に評価し、区に最も有利な者を落札者とするもの
平成 16 年 4 月	相互参入方式の導入（試行）	区外事業者の参入と区内事業者の他自治体への参入を目指すため、導入（試行）この方式は、次の内容である。 ① 杉並区の条件付一般競争入札に参加しようとする区外事業者の本店所在地がある自治体で、主要 6 業種（道路舗装、建築、電気、給排水・衛生、空調、造園）について条件付一般競争入札を採用していて、② 区に本店を有する事業者が上記①の入札に参加できる場合は、③ 杉並区が実施する条件付一般競争入札で、区市外事業者に設定する入札参加を満たす事業者等は、全社入札に参加できる。
平成 16 年 12 月	東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる入札参加資格（業者登録）申請の開始	入札参加業者の負担軽減、経費の縮減を図るため、これまで各市区町村で登録していた申請を一元化し、インターネットを通じ、入札参加資格（業者登録）の申請を行うものである。 これにより、1回の申請で入札参加を希望する自治体等を複数選択できるようになるとともに、また、随時登録を認めたことにより、いつでも業者登録ができるようになった。なお、有効期間は設定されているものの、継続の申請は可能である。

実施時期	実施項目	内容説明
平成17年4月	小規模工事等受注希望事業者登録制度の創設	区内中小事業者への受注機会の拡大と区内経済の活性化に寄与する観点から、各部課で発注する税込み予定価格が130万円以下の小規模な建設工事及び施設の修繕で、その内容が軽易かつ履行の確保が容易なものについて、受注を希望する区内中小建設業者を公募し、登録する制度である。登録名簿は各部課が自由に閲覧できるものとし、工事等発注時の参考とする。なお、東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる入札参加資格登録をした事業者は本登録制度の対象外とする。
平成17年10月	東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる電子入札の開始	入札執行の時期や量等を勘案し、これまで郵送による入札を実施していた下記案件から実施した。 (工事) 予定価格3,000万円以上 (委託) 予定価格3,000万円以上 (物品) 予定価格1,000万円以上
平成19年4月	電子入札の拡大	(工事) 予定価格2,000万円以上 (委託・賃貸借・物品) 入札及び見積競争の全案件
平成19年12月	電子入札完全実施	工事案件についても、原則全案件を電子入札で実施
平成20年4月	標準契約書、標準契約条項、請書の改正	新財務システムの稼動に伴い、契約書式の改正を実施
平成21年4月	履行遅延による違約金利率を5%に固定	遅延防止法の利率に変えて、民法、国等の債権管理の利率を適用する。
平成22年1月	施工能力等審査型総合評価制度を導入	入札価格が予定価格の範囲内であるもののうち、価格点と施工能力評価点の合計である評価値の最も高い者を落札者とする施工能力等審査型総合評価制度を予定価格3千万円超の案件にて試行開始した。 配点は、価格点=90×(1-入札価格÷予定価格)、施工能力評価点=23点

3 入札・契約制度改革の概要（委託・賃貸借）

（1）入札・契約締結における透明性の確保のため実施した改革

実施時期	実施項目	内容説明
平成 10 年 12 月	予定価格の事後公表	50 万円以上の案件で、入札を実施する工事案件に関連する地盤測量・設計委託のみ公表
平成 14 年 4 月	郵送による入札	3,000 万円以上の案件は、入札書を杉並郵便局止めで送付
	ホームページの利用 (入札経過調書、条件付一般競争入札の発注案件公告等)	入札情報や区からのお知らせを原則としてホームページで公表
平成 14 年 10 月	予定価格の事前公表	3,000 万円以上 ただし、清掃管理委託、工事設計等の区の積算価格によるものに限る。
平成 16 年 4 月	予定価格の事前公表範囲の拡大	1,000 万円以上の清掃管理委託で、区の積算価格によるものに限る。
	一者随意契約締結結果の公表	随意契約した 50 万円以上の案件をホームページで公表
平成 18 年 4 月	一者随意契約締結結果における随契理由の具体的明示。	随意契約の理由を根拠法令のほか、案件ごとに説明
平成 19 年 4 月	一般競争入札の拡大 (19 年度 10 件)	予定価格 2,000 万円以上の案件を一般競争入札で実施
平成 20 年 4 月	年間発注予定の公表	予定価格 2,000 万円以上の委託・賃貸借、予定価格 1,000 万円以上の物品案件について年間発注予定を公表
平成 21 年 4 月	プロポーザル実施取扱要綱を策定	プロポーザルによる契約の相手方決定の指針を確定した。

(2) 適正な施工・履行の確保を図るため実施した改革

実施時期	実施項目	内容説明
平成14年10月	最低制限価格の設定	3,000万円以上
平成17年4月	落札者の入札参加資格の制限	同一業種・同一日の予定価格3,000万円以上の委託案件において、落札した業者は、以後の案件への参加資格を失うこととした。
平成18年1月	長期継続契約を締結できる契約を定める条例制定	委託業務、賃貸借契約について、その性質上、長期契約を締結することが適切な案件について、条例を定めて契約締結。履行の確保のため、委託業務に関する個別業務評価を義務付け
平成19年4月	最低制限価格の適用範囲を拡大	過度な競争による履行の低下等を防ぐため、最低制限価格を予定価格2,000万円以上の案件、派遣業務に拡大する。
平成20年4月	区長の指定する職員のより、履行状況について、業者への立入調査・聴取を実施	検査員に加えて、良好な履行を確保するため、区長が指定する職員を監督員的に活用する。
	履行評価の実施	長期継続契約等の実施、良好な履行による区民サービスの向上を図るため、検査のほか履行評価を実施する。
平成21年4月	低入札価格調査を委託案件に適用できるように対象業務拡大	法令に適合した契約及び契約業務の良好な履行のため、請負業務等の人件費比率の高い業務に関して、低入札価格調査価格を設定できるようにした。
	履行遅延による違約金利率を5%に固定	遅延防止法の利率に変えて、民法、国等の債権管理の利率を適用する。
平成22年4月	最低制限価格の適用範囲を拡大	一部の過度な競争による履行の低下等を防ぐため、必要と認める場合は予定価格500万円以上の委託案件について適用できるように拡大した。
	労働関係法令順守の確認制度の導入	適切な履行を確保するため、役務提供を主とした業務について、事業者に対して労働関係法令遵守の確認を行うこととした。

(3) 不正行為の排除の徹底を図るために実施した改革

実施時期	実施項目	内容説明
平成12年12月	現場説明会の廃止	入札室で実施していた入札仕様の説明会を廃止し、入札関係書類を郵送方式に変更
	談合情報取扱基準の明確化	「杉並区談合情報取扱規程」談合情報の公正取引委員会への通知を含めた規程を制定
平成21年4月	区内支店業者の実態調査の強化	一般競争の拡大に伴い、区内に代理人を置き、支店等を設置する業者が増加。実態がない場合もあり、提出書類による厳格な審査と訪問調査を実施

4 入札・契約制度改革の効果

杉並区では、これまで、一般競争入札の拡大、予定価格の公表制度の改革、東京電子自治体共同運営への参加による登録業者の増加、電子入札の実施など、様々な入札制度の改革に取り組んできた。

また、長期継続契約の実施、委託業務における設計金額の一部独自積算など、契約制度改革にも合わせて取り組んできた。

こうした取組み等により、平成20年の世界同時不況以降の厳しい経済状況にも係らず、落札率は、前年度と大きな差異がなく推移している。

落札率は、社会・経済状況に大きく左右されやすいものであるが、21年度の工事の平均落札率90.08%、委託・賃貸借の平均落札率86.44%、物品89.52%は、健全な競争性を保っている結果と見ることができる。

国内の景気回復テンポの鈍化が懸念される中で、今後も、過度の競争による履行の質の低下を防ぐことを考慮しつつ、健全な競争性の確保と、適正で良好な履行を担保する契約制度を樹立するように検討を進める。

杉並区で実施している工事の契約方式（平成22年度）

地方自治法による入札形態	杉並区方式			
	形態	予定価格	内容	参加資格条件等
一般競争入札	一般競争入札	500万円以上	事前に条件を付した工事の公告を行い、入札の参加申込を行い、条件を満たした者は全て入札に参加できる方式	東京電子自治体共同運営杉並区登録業者、共同運営格付、ISO認証取得（区外業者）、経営事項審査標準点、監理技術者の工事現場への設置等の条件を設定 区内業者は条件を満たせば全て入札に参加、区外業者は、区内参加業者数の3割(最低3者)(1億5千万円以上は5割(最低3者)、3億円以上は無制限)が参加できる。
	一般競争入札 (総合評価方式)	3千万円以上	契約の目的や性質から価格競争により難しい場合、価格その他の条件を総合的に評価して落札者を決定する方式	実績 平成14年度 杉並公会堂の改築(工事と維持管理運営)にあたりPFI事業を採用し、契約の相手方を決定。 平成18年度 杉並芸術会館舞台機構・照明設備・音響設備の3工事に適用。 落札業者は、学識経験者を加えた「審査委員会」で決定。 平成21年度 施工能力等審査型を試行開始、平成21年度1件実施、平成22年度10件実施目標
指名競争入札	指名競争入札	130万円を超え 500万円未満	入札参加者を指名したうえで競争入札を行う方式	杉並区登録業者の中から、杉並区での工事实績、経営事項審査総合評点、東京電子自治体共同運営格付、地域要件等を考慮して入札参加業者を指名する。
随意契約	随意契約	130万円以下	見積競争等により業者を決定	一般競争入札、指名競争入札に該当しない範囲で実施。見積書を業者から提出させる

杉並区で実施している委託・物品の契約方式（平成22年度）

地方自治法による入札形態	杉並区方式			
	形態	予定価格	内容	参加資格条件等
一般競争入札	一般競争入札	委託・賃貸借 2千万円以上 物品 1千万円以上	<u>事前に条件を付した委託の公告を行い、入札の参加申込を行い、条件を満たした者は全て入札に参加できる方式</u>	杉並区登録業者、ISO 認証取得、東京電子自治体共同運営格付、契約実績等の条件を設定。
	一般競争入札 (総合評価方式)	3千万円以上	<u>契約の目的や性質から価格競争により難しい場合、価格その他の条件を総合的に評価して落札者を決定する方式</u>	杉並公会堂の改築（工事と維持管理運営）にあたりPFI事業を採用し、契約の相手方を決定した実績がある。落札業者は、学識経験者を加えた「審査委員会」で決定。
指名競争入札	指名競争入札	委託 50万円を超え 2千万円未満 物品 80万円を超え 1千万円未満 賃貸借 40万円を超え 2千万円未満	<u>入札参加者を指名したうえで競争入札を行う方式</u>	杉並区登録業者の中から、杉並区での契約実績、東京電子自治体共同運営格付、履行能力等を考慮して入札参加業者を指名する。
随意契約	随意契約	委託 50万円以下 物品 80万円以下 賃貸借 40万円以下	見積競争等により業者を決定	一般競争入札、指名競争入札に該当しない範囲で実施。見積書を業者から提出させる

平成 2 1 年度工事入札結果一覧

項 目		入札方式		
		一般競争入札	指名競争入札	合 計
件 数	21 年度	263件 (65.75%)	137件 (34.25%)	400件 (100%)
	前年度	259件 (71.75%)	102件 (28.25%)	361件 (100%)
予定価格 (税込)	21 年度	6,053,619,224円 (92.52%)	489,186,530円 (7.48%)	6,542,805,754円 (100%)
	前年度	11,417,862,350円 (96.29%)	442,787,041円 (3.71%)	11,860,649,391円 (100%)
契約金額 (税込)	21 年度	5,522,389,184円 (92.39%)	454,618,497円 (7.61%)	5,977,007,681円 (100%)
	前年度	10,823,106,105円 (96.78%)	361,502,505円 (3.22%)	11,184,608,610円 (100%)
平均落札率 (前2年度)	21 年度	88.06%	93.96%	90.08%
	前年度	92.55%	95.11%	93.27%
	前々年度	89.40%	99.73%	91.19%

平成21年度委託・賃貸借入札結果一覧

項目		入札方式		合計
		一般競争入札	指名競争入札	
件数	21年度	42件 (10.19%)	370件 (89.81%)	412件 (100%)
	前年度	41件 (9.30%)	400件 (90.70%)	441件 (100%)
予定価格 (税込)	21年度	1,678,363,618円 (47.43%)	1,860,016,529円 (52.57%)	3,538,380,147円 (100%)
	前年度	1,402,133,537円 (38.11%)	2,277,188,828円 (61.89%)	3,679,322,365円 (100%)
契約金額 (税込)	21年度	1,311,709,390円 (44.24%)	1,653,421,092円 (55.76%)	2,965,130,482円 (100%)
	前年度	1,084,626,345円 (40.11%)	1,619,505,056円 (59.89%)	2,704,131,401円 (100%)
平均落札率 (前2年度)	21年度	80.37%	87.13%	86.44%
	前年度	83.76%	88.57%	88.12%
	前々年度	75.58%	88.52%	86.05%

資料2

年度別入札・契約制度の変遷（工事）

入札方式

年度	130万円	500万円	1千万円	2千万円	3千万円	5千万円	1億5千万円	5億円
13	指名競争		指名希望制指名競争			一般・希望型	一般競争	
14	指名競争		公募型指名	一般競争				
15	指名競争		公募型指名	一般競争				
16	指名競争	相互参入方式（主要6業種）			一般競争（単価契約は除く）			
		相互参入方式（主要6業種）			一般競争			
17・18	指名競争	相互参入方式（主要6業種）			一般競争			
		相互参入方式（主要6業種）【板橋区と協定実施】			一般競争			
19・20	指名競争	相互参入方式（主要6業種）【板橋区と協定実施】			一般競争			
					一般競争			
21以降	指名競争				一般競争 施工能力審査型総合評価方式の試行(22年1月)			

予定価格「事前」公表

年度	130万円	500万円	1千万円	2千万円	3千万円	5千万円	1億5千万円	5億円
13				※ 単価契約は対象外（12年12月から試行）				
14				※ 単価契約は対象外				
15～18	全工事案件							
19以降	全工事案件				対象外（事後公表）			

予定価格「事後」公表

年度	130万円	500万円	1千万円	2千万円	3千万円	5千万円	1億5千万円	5億円
13	※ 単価契約は対象外（12年12月から試行）							
14	※ 単価契約は対象外							
15～18	事前公表に伴い予定価格の事後公表制度は廃止							
19以降	事前公表				事後公表			

最低制限価格制度及び低入札価格対象工事

年度	130万円	500万円	1千万円	2千万円	3千万円	5千万円	1億5千万円	5億円
13	最低制限価格			低入札価格調査対象（12年12月から試行）				
14～20	最低制限価格			低入札価格調査対象				
21以降	最低制限価格				低入札価格調査対象			

年度別入札・契約制度の変遷（委託）

入札方式

年度	50万円	500万円	1千万円	2千万円	3千万円
13	随意契約	指名競争			
14	随意契約	指名競争		一般競争	
15	随意契約	指名競争		一般競争	
16	随意契約	指名競争		一般競争	
17	随意契約	指名競争		一般競争	
18	随意契約	指名競争		一般競争	
19以降	随意契約	指名競争		一般競争	

予定価格「事前」公表

年度	50万円	500万円	1千万円	2千万円	3千万円
13	公表せず				
14	公表せず			区の積算価格によるものに限り公表（10月1日より実施）	
15	公表せず			区の積算価格によるものに限り公表	
16以降	公表せず		建物清掃業務のみ公表	区の積算価格によるものに限り公表	

予定価格「事後」公表

年度	50万円	500万円	1千万円	2千万円	3千万円
13	公表せず	入札を実施する工事に関連する地盤測量・設計委託のみ公表			
14	公表せず	入札を実施する工事に関連する地盤測量・設計委託のみ公表			
15	公表せず	入札を実施する工事に関連する地盤測量・設計委託のみ公表			
16以降	公表せず	入札を実施する工事に関連する地盤測量・設計委託のみ公表			

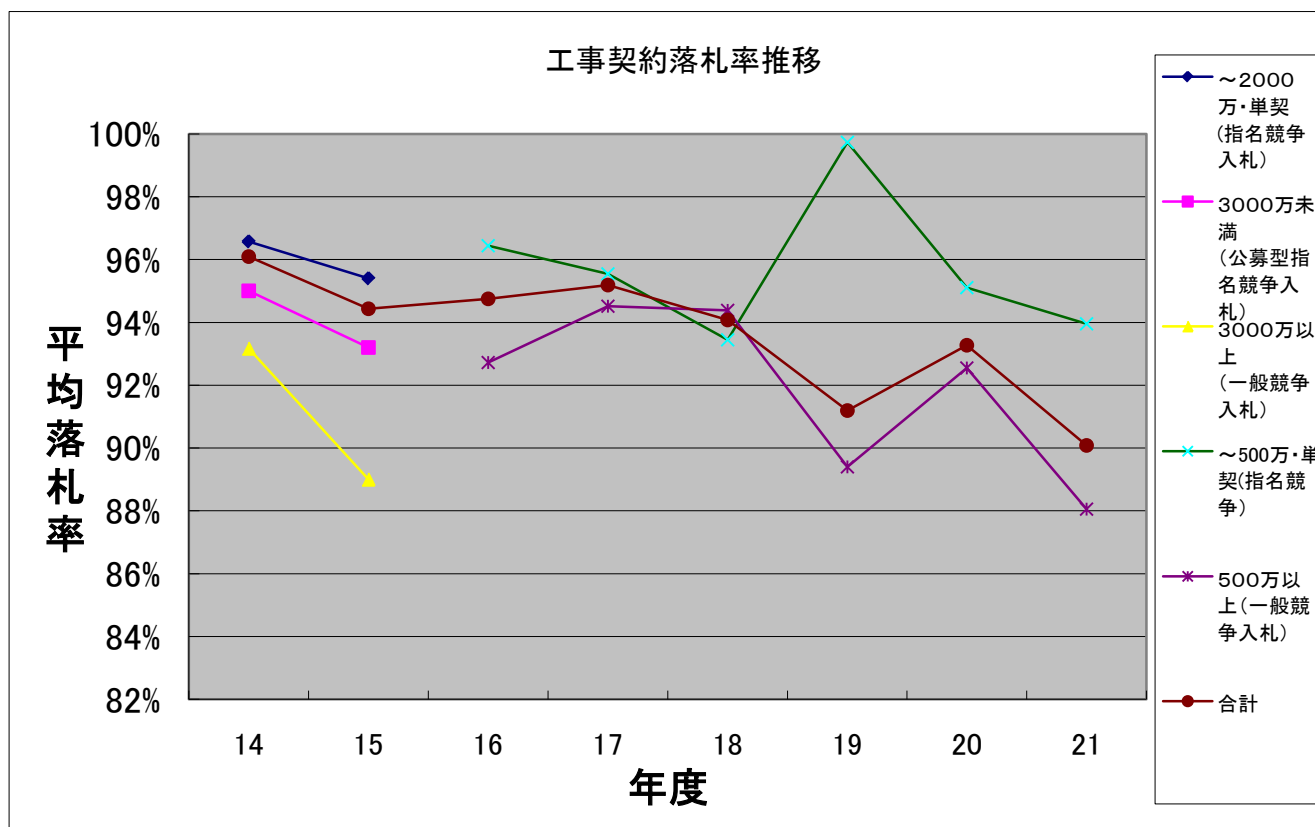
最低制限価格/低入札調査価格 両制度の実施

年度	50万円	500万円	1千万円	2千万円	3千万円
13	未実施				
14	未実施			最低制限価格を区の積算価格によるものに限り実施（10月1日より実施）	
15	未実施			最低制限価格を区の積算価格によるものに限り実施	
16～18	未実施			最低制限価格を区の積算価格によるものに限り実施	
19～20	未実施		最低 制限価格適用		
			建物清掃業務のみ実施	区の積算価格によるもの及び人的要素が高いものに限り実施	
21	未実施		最低 制限価格・低入札調査価格適用		
			建物清掃業務のみ実施	区の積算価格によるもの及び人的要素が高いものに限り実施	
22以降	未実施	最低 制限価格・低入札調査価格適用			
		設計業務のみ実施	建物清掃業務のみ実施	区の積算価格によるもの及び人的要素が高いものに限り実施	

資料3 工事及び委託契約における落札率の推移

1. 工事

方式 年度	指名競争入札		～2000万・単契 (指名競争入札)		3000万未満 (公募型指名競争 入札)		3000万以上 (一般競争入札)		合計	
	落札率	件数	落札率	件数	落札率	件数	落札率	件数	落札率	件数
14	--	--	96.58%	260件	95.00%	22件	93.17%	34件	96.10%	316件
15	--	--	95.40%	254件	93.20%	23件	89.00%	40件	94.43%	317件
	～500万・単契(指名競争) ※ 17年度より単契を除く。		500万以上(一般競争入札) ※ 17年度より単契を含む。							
16	96.44%	185件	92.72%		154件				94.75%	339件
17	95.55%	113件	94.55%		213件				95.05%	326件
18	93.45%	120件	94.38%		259件				94.08%	379件
19	99.73%	96件	89.40%		235件				91.19%	331件
20	95.11%	102件	92.55%		259件				93.27%	361件
21	93.96%	137件	88.06%		263件				90.08%	400件

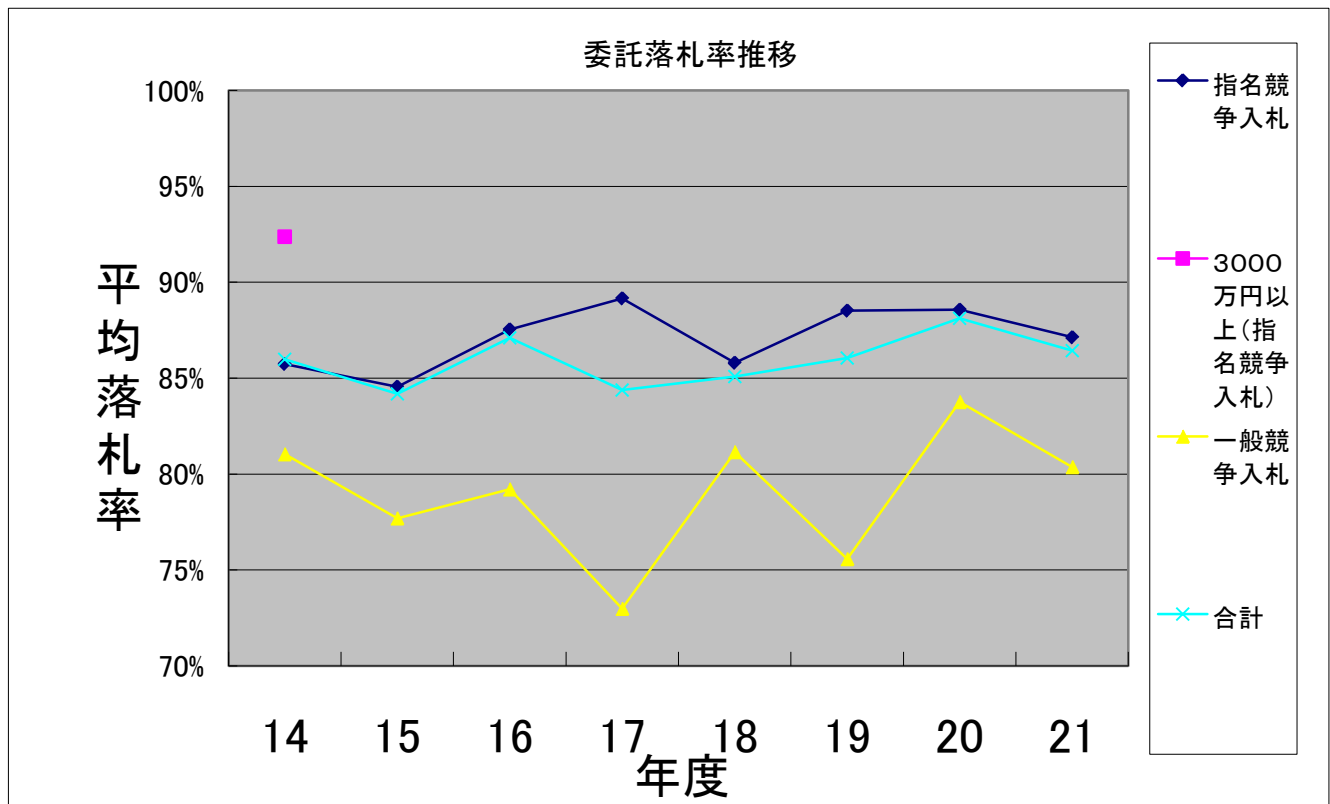


2. 委託

年度	3000万円未満 (指名競争入札)		3000万円以上				合計				
	落札率	件数	指名競争入札		一般競争入札		落札率	件数			
14	85.74%	253件	92.37%		12件	81.04%	3件	85.98%	268件		
15	84.55%	289件	/				77.70%	16件	84.19%	305件	
16	87.54%	371件					79.21%	20件	87.11%	391件	
17	89.16%	372件					72.99%	19件	88.37%	391件	
18	85.80%	373件					81.15%	27件	85.08%	400件	
2000万円未満							2000万円以上				
19	88.52%	406件					75.58%	28件	86.05%	434件	
20	88.57%	400件	83.76%	41件	88.12%	441件					
21	87.13%	370件	80.37%	42件	86.44%	412件					

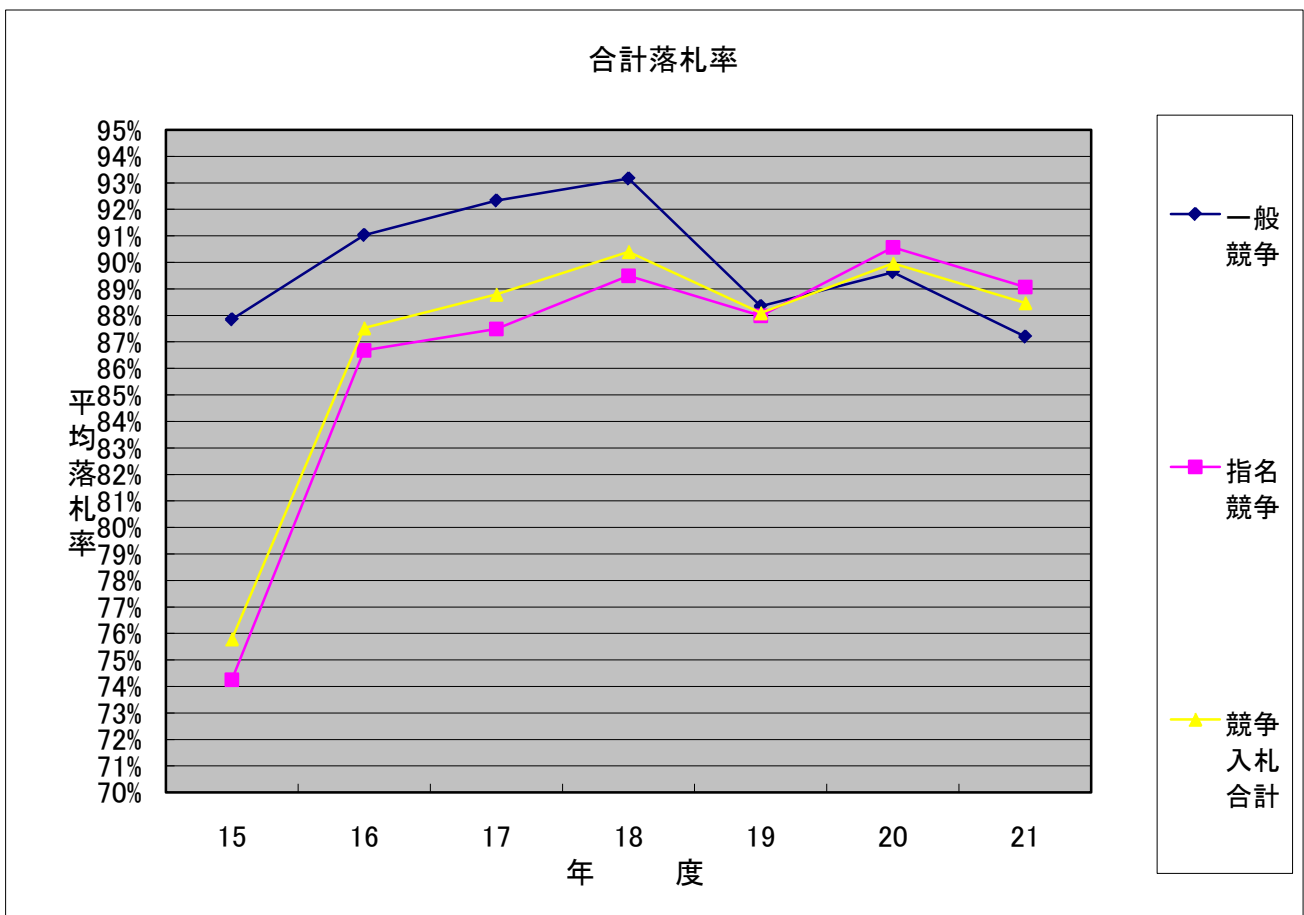
※ 一般競争入札は、平成14年4月1日以降入札分に適用された。

※平成19年度より2000万円以上が一般競争入札



3. 入札合計

	指名競争入札		一般競争入札		競争入札合計	
	割合	件数	割合	件数	割合	件数
15	74.26%	711件	87.85%	90件	75.79%	801件
16	86.68%	752件	91.03%	181件	87.52%	933件
17	87.49%	668件	92.33%	244件	88.79%	912件
18	89.49%	664件	93.16%	292件	90.40%	956件
19	87.98%	719件	88.35%	281件	88.09%	1,000件
20	90.57%	680件	89.63%	321件	89.96%	1,001件
21	89.07%	675件	87.20%	321件	88.47%	996件



年度別入札形態別平均参加業者数一覧

工事案件

	指名競争入札 ＜～2,000万円・単契＞	公募型指名競争入札 ＜3,000万円未満＞	一般競争入札 ＜3,000万円以上＞
14年度	6.7社	15.1社	14.4社
15年度	6.7社	12.4社	12.0社
	指名競争入札 ＜～500万円・単契＞	一般競争入札 ＜500万円以上＞	
16年度	7.2社	12.1社	
17年度	5.8社	11.5社	
18年度	5.7社	11.6社	
19年度	5.4社	12.0社	
20年度	5.0社	10.4社	
21年度	4.9社	11.5社	

委託・賃貸借案件

	指名競争入札		一般競争入札 ＜3,000万円以上＞
	＜3,000万円未満＞	＜3,000万円以上＞	
14年度	6.4社	8.0社	17.4社
15年度	6.4社	—————	19.4社
16年度	6.3社	—————	25.9社
17年度	6.9社	—————	26.4社
18年度	7.5社		16.2社
	指名競争入札 ＜2,000万円未満＞		一般競争入札 ＜2,000万円以上＞
19年度	7.4社		15.2社
20年度	7.3社		13.8社
21年度	7.2社		10.9社

（一般競争入札は、平成14年4月1日以降の入札分から適用された。）

工事業種別競争入札登録業者数

平成22年10月1日現在

業種番号	業種名	業者数			業種番号	業種名	業者数		
		区内	区外	計			区内	区外	計
01	道路舗装工事	30	561	591	33	電話・通信	6	260	266
02	橋りょう工事	11	273	284	34	拡声装置	2	20	22
03	河川工事	15	318	333	35	畳	3	42	45
04	水道施設工事	25	490	515	36	内装仕上	14	193	207
05	下水道施設工事	24	503	527	37	一般塗装	14	165	179
06	一般土木工事	52	790	842	38	橋りょう塗装	9	91	100
07	建築工事	42	546	588	39	防水	13	193	206
08	電気工事	39	585	624	40	鉄骨架構	0	30	30
09	給排水衛生工事	37	461	498	41	鋼けた	0	23	23
10	空調工事	34	455	489	42	PCけた	0	15	15
11	建築設計	15	520	535	43	水門門扉	1	5	6
12	土木設計	12	410	422	44	ポンプ据付け	1	65	66
13	設備設計	5	185	190	45	水処理装置	1	83	84
14	測量	20	372	392	46	焼却設備	0	26	26
15	地質調査	10	156	166	47	ボイラー	1	11	12
16	さく井	1	18	19	48	エレベーター	0	30	30
17	船舶	0	0	0	49	電車線架線	0	4	4
19	しゅんせつ埋立て	0	13	13	50	地中線	3	58	61
20	しゅんせつ	0	36	36	51	鉄道信号装置	0	7	7
21	潜かん	0	45	45	52	計装装置	2	7	9
22	軌道	0	14	14	53	沈砂池・沈殿池機械設備工事	0	44	44
23	シールド工事	0	83	83	55	送風機機械設置工事	0	35	35
24	推進工事	7	216	223	56	ばっ気槽散気設備工事	1	31	32
25	地下鉄工事	0	43	43	57	汚泥脱水設備工事	0	34	34
27	造園	19	334	353	58	消化槽機械設備工事	0	16	16
28	運動場施設	17	313	330	59	ガス貯留設備工事	0	7	7
29	コンクリートプレハブ	0	38	38	60	公設ます工事	11	152	163
30	鉄骨プレハブ	0	22	22	61	水道管更正工事	0	2	2
31	ひき家・解体	6	176	182	62	石綿処理	3	145	148
32	消火設備	10	193	203	63	機械器具設置	2	134	136

業種番号	業種名	業者数			業種番号	業種名	業者数		
		区内	区外	計			区内	区外	計
64	屋根	2	32	34	9906	床板補強	1	74	75
66	金網さく	9	196	205	9907	電源設備	6	153	159
67	板金	0	7	7	9908	発電設備	5	126	131
68	サッシュ	5	74	79	9909	電気防食	1	22	23
69	シャッター	0	42	42	9910	給湯器・浴槽 設備工事	10	81	91
70	起重機	0	7	7	9911	床仕上	2	40	42
72	冷凍・冷蔵庫 工事	2	36	38	9912	放射線防御	1	13	14
73	グラウト	0	89	89	9914	飛散防止工事	1	34	35
74	道路標識設置	6	140	146	9915	ろ過層処理	1	22	23
75	道路標示塗装	6	52	58	9917	厨房	2	45	47
76	ガードレール	9	173	182	9920	石工事	0	23	23
77	モルタル吹付け	1	33	34	9923	自動ドア装置	0	22	22
78	植生	6	119	125	9924	強化樹脂板取付	2	23	25
79	運動器具設置	4	102	106	9925	医療ガス配管	0	12	12
80	テレビ共聴工事	1	115	116	9926	高圧ガス配管	0	13	13
81	防音壁・しゃ音壁	2	88	90	9930	集じん装置	0	17	17
82	舞台装置	2	48	50	9933	タイル工事	1	10	11
84	と場施設	0	4	4					
86	ガソリンスタンド	0	17	17					
87	PCタンク	0	30	30					
91	すべり止め舗装	8	136	144					
92	樹脂塗装	5	70	75					
93	陸上信号機	2	31	33					
94	伸縮継手	0	52	52					
95	鉄鋼加工	0	31	31					
96	ウェルポイント	0	21	21					
97	パイプライニング	1	28	29					
98	脱硫・脱臭	0	34	34					
9901	基準タンク	0	4	4					
9902	安全溝設置	0	11	11					
9904	空気搬送	0	3	3					

	区内業者	区外業者	計
108業種	622	12,652	13,274

実登録業者数	区内業者	区外業者	合計
		220	3,478

物品営業種目別競争入札登録業者数

平成22年10月1日現在

種目 番号	営業種目名	業者数			種目 番号	営業種目名	業者数		
		区内	区外	計			区内	区外	計
001	文房具事務用品・ 図書	20	344	364	101	印刷	24	485	509
002	事務機器・情報処 理用機器	14	531	545	102	複写業務	5	107	112
003	学校教材・運動用 品・楽器	21	354	375	103	建物清掃	38	911	949
004	什器・家具	17	295	312	104	電気・暖冷房等 設備保守	70	1,087	1,157
005	荒物雑貨	8	255	263	105	警備・受付等	17	662	679
006	工業用ゴム	3	59	62	106	通信施設保守	7	206	213
007	繊維・ゴム・皮革 製品	5	181	186	107	環境関係測定 機器保守	1	42	43
008	室内装飾品等	12	269	281	108	ボイラー清掃	4	126	130
009	家電・カメラ・厨房 機器等	21	439	460	109	浄化槽・貯水槽 清掃	26	658	684
010	自動車・自転車	2	118	120	110	道路・公園管理	54	805	859
011	燃料・ガス・油脂	0	36	36	111	害虫駆除	27	558	585
012	電車両・軌道用品	0	16	16	112	廃棄物処理	29	482	511
013	船舶・航空機	0	7	7	113	管渠清掃	17	162	179
014	理化学機器器具	3	150	153	114	運搬請負	14	248	262
015	工作用機械器具	2	72	74	115	広告代理	6	154	160
016	産業用機械 器具類	13	358	371	116	ビデオ・スライド 製作	3	170	173
017	通信用機械 器具類	6	299	305	117	航空写真・図面 製作	9	152	161
018	農業・建設用機械 器具	3	25	28	118	医療事務	1	72	73
019	医療用機械器具	4	148	152	119	病院給食・学校 給食	1	106	107
020	医薬品・衛生材料 ・介護用品	2	155	157	120	催事関係業務	7	338	345
021	コンクリート・セメ ント	6	67	73	121	情報処理業務	18	832	850
022	鉄鋼・非鉄・鑄鉄 製品	6	68	74	122	検査業務	4	205	209
023	電線・絶縁材料	2	64	66	123	都市計画・交通 関係調査業務	12	531	543
024	標識・看板等	13	314	327	124	土木・水系関係 調査業務	11	333	344
025	工業薬品・防疫剤	1	161	162	125	市場・補償鑑定 関係業務	13	504	517
026	警察・消防・防災 用品	19	328	347	126	環境アセスメント 関係調査業務	10	411	421
027	造園資材	21	175	196	127	下水道管路内TV カメラ調査業務	14	126	140
028	百貨店・総合商社	0	5	5	128	クリーニング	4	44	48
090	その他の物品	10	338	348	129	汚泥脱水機ろ布	0	5	5
099	不用品買受	4	167	171	130	浄水場・処理場 機械運転管理	1	112	113

種目 番号	営業種目名	業者数		
		区内	区外	計
131	貸貸業務	12	436	448
190	その他の業務 委託等	38	1,460	1,498
201	ライフライン	0	10	10

	区内	区外	計
物品業者	238	5,798	6,036
委託業者	497	12,540	13,037
合計	735	18,338	19,073

実登録業者数	区内業者	区外業者	合計
		260	5,489

過去3年間（平成19・20・21年度） 指名停止措置状況一覧

決定年度	企業名	指名停止期間	指名停止理由
19年度	松尾建設 株式会社 東京支店 外52社	平成19年 6月22日から 平成19年 9月21日まで (3月)	防衛施設庁発注工事において、独占禁止法に違反し、排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたことによる。
	日本総合産業 株式会社	平成19年 6月 1日から 平成19年 8月31日まで (3月)	落札者の契約締結義務違反 指名競争入札「発電機等防災資機材の購入」において、落札しながら、契約辞退を申し出たため。
	国土防災技術(株) (株)プレック研究所 パシフィックコンサルタンツ(株) 明治コンサルタント(株)	平成20年 1月29日から 平成20年 4月28日まで (3月)	独立行政法人 緑資源機構が平成17年度及び平成18年度に発注した林道事業に係る地質調査・調査測量設計について、緑資源機構の意向に沿った受注業者の決定と受注のための予定額の合意を行い、受注にかかる競争を制限した。
	(株)オークス	平成20年 2月15日から 平成20年 5月14日まで (3月)	指名競争入札「認定調査票読み込み作業等業務委託」において落札者となりながら、契約締結を辞退したため。
20年度	日本コンベンションサービス	平成20年 4月 1日から 平成20年 9月30日まで (6月)	一般競争入札「杉並区立保育園保育士の人材派遣(単価契約)」において落札者となりながら、予定数の人材派遣ができないと申し出たため。
	東名設備(株) 杉並支店	平成20年 4月 1日から 平成20年 6月30日まで (3月)	指名競争入札「非常用発電設備保守委託」において落札者となりながら、契約締結を辞退したため。
	(株)丸利根アペックス	平成20年 7月 1日から 平成20年 9月30日まで (3月)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3の3(名義貸しの禁止)に違反し、東京都より産業廃棄物収集運搬業等の許可を取り消されたため。
	(株)阪本工営 東京支店	平成20年 5月29日から 平成20年 8月28日まで (3月)	大阪府堺市の解体工事を請け負った解体業者に対して下請け参入を強要したとして、代表者が逮捕されたため。
	大成建設(株) 東京支店 清水建設(株) 三井住友建設(株) (株)不動テトラ 東京本店 (株)奥村組 東京支社 安藤建設(株) 鉄建建設(株) 東京支店 (株)浅沼組 東京本店 飛島建設(株) 馬淵建設(株) 東京支店 (株)大林組 東京本店 (株)加賀田組 東京支店 大豊建設(株) 東京支店 坂田建設(株) 東京支店 (株)銭高組 東京支社 株木建設(株) 東京本店 戸田建設(株) 東京支店 東洋建設(株) 関東支社 (株)植木組 東京支店 (株)松村組 東京本店 (株)新井組 東京本店 青木あすなろ建設(株) 東京土木本店 西松建設(株) 関東支店 以上23社	平成20年 7月25日から 平成20年10月24日まで (3月)	財団法人 東京都新都市建設公団が発注する特定土木工事34件について、連合により公正取引委員会より課徴金の納付命令を受け、審判が確定したため。

決定年度	企業名	指名停止期間	指名停止理由
20年度	日本ヘルス工業(株)	平成20年 7月30日から 平成20年10月29日まで (3月)	東松山市発注の入札において、市幹部より入札予定価格を聞き出し、公正な入札を妨害したとして、埼玉オフィス事業部長が逮捕されたため。
	杉本電気工事(株)	平成20年 8月 7日から 平成20年11月 6日まで (3月)	一般競争入札「街路灯の器具改修工事4(単価契約)」において落札者となりながら、契約締結を辞退したため。
	岡村製作所 新宿支店	平成20年10月14日から 平成21年 4月13日まで (6月)	平成20年4月18日愛知県西尾市発注の事務用品等の一般競争入札において、談合を行ったとして、平成20年9月17日愛知県警により、株式会社 岡村製作所 元刈谷支店長 白井 新が逮捕され、また、同年10月3日同県警により、コクヨマーケティング 株式会社の社員が談合容疑で書類送検された。
	コクヨマーケティング	平成20年10月14日から 平成21年 1月13日まで (3月)	
	(株)コージー	平成20年10月16日から 平成21年 1月15日まで (3月)	平成20年10月15日開札の「テーブル・椅子の購入」において、落札し契約締結義務がありながら、翌16日に見積金額に誤りがあり、落札金額では納品できないと契約辞退を申し出たため。
	オーディーエー(株)杉並支店	平成20年12月18日から 平成21年 3月17日まで (3月)	平成20年4月1日契約「杉並福祉事務所高円寺事務所外20施設機械設備保守点検業務委託」の委託業務履行にあたり、著しく不適切な履行があったため。
	カテナ(株)	平成20年12月26日から 平成21年 3月25日まで (3月)	平成20年12月25日開札の「トレンドマイクロ製品ソフトウェアライセンスの追加購入」において、落札し契約締結義務がありながら契約辞退を申し出たため。
	東鉄ビルメン(株)	平成20年11月13日から 平成21年 5月12日まで (6月)	春日部市民文化会館の電気・機械設備管理委託業務において、春日部市職員と共謀して偽装入札を行ったとして、刑法第96条の3「競争入札妨害罪」で副社長及び事業部長が逮捕されたため。
	紀本電子工業(株) 東亜ディーケーケー(株)	平成20年11月25日から 平成21年 5月24日まで (6月)	平成16年度以降において、特定大気常時監視自動計測器の入札に際して、製造業者3社と連合して落札者を選定するなど、公共の利益に反する行為を行ったとして、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。
	千城建設(株)	平成21年 1月31日から 平成21年 4月30日まで (3月)	平成20年12月12日契約の「路面改良工事(R2015)」について、同社の事情により、工期内に完了できないと契約解除を申し出たため。
ジーアンドエス エンジニアリング(株)	平成21年 1月20日から 平成21年 7月21日まで (6月)	平成21年1月19日、贈賄の容疑で同社代表取締役が福岡県警に逮捕されたため。	
21年度	日本道路興運(株) 日本総合サービス(株) 大新東(株)	平成21年 6月25日から 平成21年12月24日まで (6月)	国土交通省発注の車両管理業務において、受注価格維持のため談合、連合し落札者の選定を行うなど公共の利益に反する行為を行ったとして、公正取引委員会より排除措置命令、課徴金納付命令を受けたため。
	ムサシ興発(株) (株)日経サービス (株)セノン	平成21年 6月25日から 平成21年 9月24日まで (3月)	国土交通省発注の車両管理業務において、受注価格維持のため談合、連合し落札者の選定を行うなど公共の利益に反する行為を行ったとして、公正取引委員会より排除措置命令、課徴金納付命令を受けたため。対象案件の一部についての命令のため、上記3者に対して期間を短縮する。

資料 7

平成21年度 不調案件経過処理

【工事案件】

★印 区外業者落札

番号	入札・契約 年 月 日	契約方式	契 約 件 名	業種	業者数	税抜き予定価格	税抜き最低・ 契約金額	落札率 (%)	発注見込額	落札業者等 備考
1	7月31日	一般競争入札	雨水樹取付管内面被覆工事	下水道施設	3	30,383,000				不調【指定工法の技術なし】 仕様の工法変更・再公告
	10月1日	一般競争入札	取付管維持補修工事(単価契約)その1	道路舗装	15	単価合計:10,797,037円	単価合計 8,785,350円	81.4%	29,000,000	業種変更・総価から単価へ 平山建設
	11月16日	一般競争入札	取付管維持補修工事(単価契約)その2	道路舗装	10	単価合計:10,784,028円	単価合計 8,088,021円	75.0%	15,200,000	同上 山内建設
2	2月9日	指名競争入札	杉並障害者福祉会館電話設備改修工事	電話・通信	5	1,816,000	1,270,000	69.9%		不調【全者最低制限価格未滿】 随意契約へ
		随意契約	杉並障害者福祉会館電話設備改修工事	電話・通信	1	1,816,000	1,270,000	69.9%		【令第167条の2第1項第7号】 ★協立情報通信

【委託・賃貸借案件】

不調案件なし

入札・契約制度における臨時的緊急措置について

I 臨時的緊急措置の概要

1 区内限定事業者の発注枠の拡大

500万円未満の発注案件を原則区内業者に限定しているが（競争入札実施要綱第8条）、この制限枠を以下のとおり拡大して、区内業者への発注とする。

- ① 工事 = 予定価格1億5千万円未満
- ② 委託・賃貸借 = 予定価格3千万円未満
- ③ 物品の購入 = 予定価格3千万円未満

ただし、特殊な業務や区内事業者数が著しく少ない場合には、健全な競争性の確保のための処置を講じるものとする。

2 前払金の対象工事の拡大

工期60日以上、契約金額300万円以上の工事案件について対象としているが（杉並区公共工事の前払金取扱要綱第5条）、対象を拡大し、工期に関わらず、契約金額130万円以上の全案件を対象とする。

3 工事の区内業者優先枠（地域要件）の変更

取扱いを、次のように変更する。

予定価格の区分	変更前	変更後
3千万円未満		区内業者限定
3千万円以上1億5千万円未満	区外業者(区内業者参加者数の概ね3割(最低3者))	
1億5千万円以上3億円未満	区外業者(区内業者参加者数の概ね5割(最低3者))	区外業者(区内業者参加者数の概ね1割(最低2者))

II 臨時的緊急措置の実施状況（詳細は別紙）

区内事業者の受注比率

区 分		平成18年度 ～20年度平均	平成21年度
工 事	件数	94.31%	97.25%
	金額	90.34%	96.49%
委 託	件数	62.41%	66.83%
	金額	46.44%	63.70%
物 品	件数	67.59%	83.15%
	金額	38.53%	63.65%
計	件数	74.73%	82.14%
	金額	76.80%	83.42%

入札・契約制度における臨時的緊急措置実施状況

1. 区内業者契約の徹底

区内業者のみに発注

工事 = 予定価格 1億5千万円未満 (本則 3千万円未満)

委託・賃貸借・物品購入 = 予定価格 3千万円未満 (本則 5百万円未満)

平成21年1月から3月の契約状況

区分	契約成立状況		区内業者受注状況		受注比率	
	件数A	金額 B	件数C	金額 D	件数 C/A	金額 D/B
工事	52	269,680,950	50	266,596,050	96.15%	98.86%
委託	24	45,005,039	18	28,488,539	75.00%	63.30%
物品	65	155,690,393	57	136,182,703	87.69%	87.47%
計	141	470,376,382	125	431,267,292	88.65%	91.69%

発注数: 工事 = 例年の1.6倍 (例年30件程度)

平成21年4月から12月末の契約状況

区分	契約成立状況		区内業者受注状況		受注比率	
	件数A	金額 B	件数C	金額 D	件数 C/A	金額 D/B
工事	344	6,369,159,646	333	6,133,753,846	96.80%	96.30%
委託	395	3,601,943,615	263	2,293,612,640	66.58%	63.68%
物品	138	765,394,774	109	459,178,597	78.99%	59.99%
計	877	10,736,498,035	705	8,886,545,083	80.39%	82.77%

平成21年1月から12月末の契約状況

区分	契約成立状況		区内業者受注状況		受注比率	
	件数A	金額 B	件数C	金額 D	件数 C/A	金額 D/B
工事	396	6,638,840,596	383	6,400,349,896	96.72%	96.41%
委託	419	3,646,948,654	281	2,322,101,179	67.06%	63.67%
物品	203	921,085,167	166	595,361,300	81.77%	64.64%
計	1018	11,206,874,417	830	9,317,812,375	81.53%	83.14%

平成21年4月から平成22年3月末の契約状況

区分	契約成立状況		区内業者受注状況		受注比率	
	件数A	金額 B	件数C	金額 D	件数 C/A	金額 D/B
工事	400	6,703,918,501	389	6,468,512,701	97.25%	96.49%
委託	407	3,627,605,392	272	2,310,764,417	66.83%	63.70%
物品	184	814,828,313	153	518,638,386	83.15%	63.65%
計	991	11,146,352,206	814	9,297,915,504	82.14%	83.42%

(参考) 平成20年4月から12月末の状況

区分	契約成立状況		区内業者受注状況		受注比率	
	件数A	金額 B	件数C	金額 D	件数 C/A	金額 D/B
工事	304	11,745,984,065	288	11,395,561,895	94.74%	97.02%
委託	399	3,355,900,351	258	1,935,739,040	64.66%	57.68%
物品	128	870,331,543	78	249,563,028	60.94%	28.67%
計	831	15,972,215,959	624	13,580,863,963	75.09%	85.03%

受注比率による区内事業者状況

区分		通常年	平成21年 1月～3月	平成21年 4月～12月	平成21年 1月～12月	平成21年4月 ～22年3月	〈参考〉 20年4月～12月
工事	件数	94.31%	96.15%	96.80%	96.72%	97.25%	94.74%
	金額	90.34%	98.86%	96.30%	96.41%	96.49%	97.02%
委託	件数	62.41%	75.00%	66.58%	67.06%	66.83%	64.66%
	金額	46.44%	63.30%	63.68%	63.67%	63.70%	57.68%
物品	件数	67.59%	87.69%	78.99%	81.77%	83.15%	60.94%
	金額	38.53%	87.47%	59.99%	64.64%	63.65%	28.67%
計	件数	74.73%	88.65%	80.39%	81.53%	82.14%	75.09%
	金額	76.80%	91.69%	82.77%	83.14%	83.42%	85.03%

2. 早期発注

平成21年度 学校施設の夏期修繕工事の発注
30件 契約金額 1,472,003,500円

平成22年度 なし

3. 長期継続契約の活用

平成21年度長期継続契約への変更
8件 契約金額 15,222,480円（年額）

平成22年度 なし

4. 分離・分割発注の活用

分離発注：物品 平成20年度 「ゆうゆう館の初度備品等の購入」「大宮小学校情緒障害学級開設に伴う物品の購入」
平成21年度 「保育室堀ノ内外4施設の備品購入」
平成22年度 「松溪中学校改築に伴う初度備品等の購入」
等を適切業種ごとに分離発注

分割発注：物品 平成20年度 「杉並芸術会館の備品等の購入」を分割
平成21年度 「小・中学校 黒板の購入」例年1案件を小学校・中学校の2案件として分割
平成22年度 「小・中学校 黒板の購入」を前年度と同様に分割

平成22年12月13日

杉並区契約制度検討委員会について

契約制度をめぐる社会状況の変化に的確に対応していくため、区における公共調達のあるり方などについて、現状と課題を整理した上で、今後の方向性を明確にしていくために設置したもの（休止中の委員会を改組）。

1 主な検討項目

- (1) 区における「公共調達のあり方」の整理
- (2) 前記(1)の「あり方」に基づく具体的対応策について
- (3) 総合評価方式について
(総合評価方式の拡充の検討)
- (4) モニタリングと検査のあり方について
(充実策の検討)
- (5) その他
(履行優良案件の公表・事業者表彰制度の創設などの検討)

2 検討メンバー

委員長 政策経営部長
委員 財政課長、営繕課長、保健福祉部管理課長、土木管理課長、
建設課長、建築課長、庶務課長、政策経営部特命事項担当副参事、
定数・組織担当副参事、地域課長、経理課長

3 検討スケジュール

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| ○平成22年9月 | 検討スタート |
| ○平成23年1月上旬 | 中間のまとめ
(平成23年度当初契約に係る内容のまとめ) |
| ○平成23年9月～10月 | 最終のまとめ |

平成22年度 入札監視委員会

工事契約 審議案件

案件番号	種類	契約件名	備考	参考資料	
1	一般競争	道路維持補修工事(単価契約)南1	同一入札日の同落札率案件をまとめて	発注公告 経過調書	p.1 p.11
		道路維持補修工事(単価契約)南2			
		道路維持補修工事(単価契約)北1			
		道路維持補修工事(単価契約)北2			
		道路維持補修工事(単価契約)北3			
2	一般競争	高円寺保健センター及び高円寺南児童館改修建築工事	高額案件(1億円超) 高落札率	発注公告 経過調書	p.16 p.18
3	指名競争	杉並区立荻窪小学校旧校舎解体工事	高額の指名案件	経過調書	p.19
4	指名競争	東原児童館乳幼児室空調機設置工事	高落札率	経過調書	p.20
5	見積競争	永福和泉地域区民センターポンプ改修 その他工事	低落札率	経過調書	p.21
追加	指名競争	高円寺地域区民センター第二音楽室 防音扉改修工事	高落札率	経過調書	p.22

地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき
 一般競争入札の執行について次のように定めたので公告する。
 平成 21 年 2 月 18 日

杉並区長 山田 宏

件名	道路維持補修工事（単価契約）南 1
業種	道路舗装工事
履行場所	杉並土木事務所 南土木維持係管内
履行期間	平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 7 月 31 日まで
概要	SK-5 型舗装工 外 393 工種 発注見込額は 28,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む金額）とする。
予定価格	10,760,087 円（税抜額）
発注方法	単体発注
入札参加資格条件	1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。 2 杉並区入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。 3 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登録された杉並区内の業者で、次のアからエの条件をすべて満たす業者であること。 ア、申請自治体として「杉並区」に登録があること。 イ、申請業種「道路舗装工事」に登録のあること。 ウ、東京電子自治体共同格付「道路舗装工事」A～D 級を有すること。 エ、引き続き 2 年以上当該業種の営業を営んでいること。 4 同日公告する、道路舗装工事で下記の案件について、入札参加申込件数は、本件を含めて 3 件までとする。 「道路維持補修工事（単価契約）南 1」 「道路維持補修工事（単価契約）南 2」 「道路維持補修工事（単価契約）北 1」 「道路維持補修工事（単価契約）北 2」 「道路維持補修工事（単価契約）北 3」
入札の無効	・公告に示した競争入札に参加する資格がない者のした入札。 ・競争入札参加者心得に違反した入札。 ・入札参加資格のあることを確認された者であっても、開札時において競争入札参加資格のない者のした入札。
希望申請方法	電子調達サービスにより申し込むこと。
希望申請書提出期間	・平成 21 年 2 月 18 日（水）午前 9 時から平成 21 年 2 月 23 日（月）午後 3 時まで（締切時間を過ぎてからの申し込みは受付できない。）
入札参加資格の決定	入札参加資格審査は、平成 21 年 2 月 26 日（木）に適否を決定するので、電子調達サービスで確認すること。
図面・仕様書等の配布	平成 21 年 3 月 5 日（木）着の宅配便（着払い）で送付する。

質 問 の 方 法	1 発注内容に関する質問及び回答は原則ファクスで行う。 2 区指定の質疑書を用いる。 3 指定質疑書は図面・仕様書等に同封する。 4 質疑書の送付先、受付期間、回答は質疑書に記載する。 5 入札に関する問合せ先 経理課契約担当 電話5307-0612
入 札 期 間	入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成21年3月12日(木)午後5時まで (締切時間を過ぎてからの入札書は受理できない。)
入 札 方 法	電子調達サービスによる。 注：入札金額は、別途送付する工種別内訳の各工種単価の合計金額(消費税及び地方消費税を除く)を入力すること。
積算内訳書の提出	必要ない。
開 札 日 時	平成21年3月13日(金)午前9時00分
開 札 場 所	電子調達サービス
入 札 回 数	1回 (再度入札は行わない)
落 札 通 知	・落札者には電子調達サービスにて開札日時以降に通知する。 ・落札通知を受けた者は、通知を受けた翌日から3営業日以内に、経理課契約担当まで来庁すること。
最 低 制 限 価 格	設定する。
低入札価格調査制度	適用しない。
入 札 保 証 金	免除
契 約 保 証 金	必要となる場合がある。
そ の 他	1 契約締結期限 落札の日から5日以内 2 契約担当者 杉並区経理課長 田中 哲 3 前払い金 無し 4 部分払い 無し 5 準拠規定 杉並区契約事務規則 6 契約書条項、その他不明な点については、経理課契約担当にお問い合わせください。電話5307-0612

地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき
 一般競争入札の執行について次のように定めたので公告する。
 平成 21 年 2 月 18 日

杉並区長 山田 宏

件名	道路維持補修工事（単価契約）南 2
業種	道路舗装工事
履行場所	杉並土木事務所 南土木維持係管内
履行期間	平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 7 月 31 日まで
概要	SK-5 型舗装工 外 393 工種 発注見込額は 26,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む金額）とする。
予定価格	10,760,087 円（税抜額）
発注方法	単体発注
入札参加資格条件	1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。 2 杉並区入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。 3 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登録された杉並区内の業者で、次のアからエの条件をすべて満たす業者であること。 ア、申請自治体として「杉並区」に登録があること。 イ、申請業種「道路舗装工事」に登録のあること。 ウ、東京電子自治体共同格付「道路舗装工事」A～D 級を有すること。 エ、引き続き 2 年以上当該業種の営業を営んでいること。 4 同日公告する、道路舗装工事で下記の案件について、入札参加申込件数は、本件を含めて 3 件までとする。 「道路維持補修工事（単価契約）南 1」 「道路維持補修工事（単価契約）南 2」 「道路維持補修工事（単価契約）北 1」 「道路維持補修工事（単価契約）北 2」 「道路維持補修工事（単価契約）北 3」
入札の無効	・公告に示した競争入札に参加する資格がない者のした入札。 ・競争入札参加者心得に違反した入札。 ・入札参加資格のあることを確認された者であっても、開札時において競争入札参加資格のない者のした入札。
希望申請方法	電子調達サービスにより申し込むこと。
希望申請書提出期間	・平成 21 年 2 月 18 日（水）午前 9 時から平成 21 年 2 月 23 日（月）午後 3 時まで（締切時間を過ぎてからの申し込みは受付できない。）
入札参加資格の決定	入札参加資格審査は、平成 21 年 2 月 26 日（木）に適否を決定するので、電子調達サービスで確認すること。
図面・仕様書等の配布	平成 21 年 3 月 5 日（木）着の宅配便（着払い）で送付する。

質 問 の 方 法	1 発注内容に関する質問及び回答は原則ファクスで行う。 2 区指定の質疑書を用いる。 3 指定質疑書は図面・仕様書等に同封する。 4 質疑書の送付先、受付期間、回答は質疑書に記載する。 5 入札に関する問合せ先 経理課契約担当 電話5307-0612
入 札 期 間	入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成21年3月12日(木)午後5時まで (締切時間を過ぎてからの入札書は受理できない。)
入 札 方 法	電子調達サービスによる。 注：入札金額は、別途送付する工種別内訳の各工種単価の合計金額(消費税及び地方消費税を除く)を入力すること。
積算内訳書の提出	必要ない。
開 札 日 時	平成21年3月13日(金)午前9時05分
開 札 場 所	電子調達サービス
入 札 回 数	1回 (再度入札は行わない)
落 札 通 知	・落札者には電子調達サービスにて開札日時以降に通知する。 ・落札通知を受けた者は、通知を受けた翌日から3営業日以内に、経理課契約担当まで来庁すること。
最 低 制 限 価 格	設定する。
低入札価格調査制度	適用しない。
入 札 保 証 金	免除
契 約 保 証 金	必要となる場合がある。
そ の 他	1 契約締結期限 落札の日から5日以内 2 契約担当者 杉並区経理課長 田中 哲 3 前払い金 無し 4 部分払い 無し 5 準拠規定 杉並区契約事務規則 6 契約書条項、その他不明な点については、経理課契約担当にお問い合わせください。電話5307-0612

地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき
 一般競争入札の執行について次のように定めたので公告する。
 平成 21 年 2 月 18 日

杉並区長 山田 宏

件名	道路維持補修工事（単価契約）北 1
業種	道路舗装工事
履行場所	杉並土木事務所 北土木維持係管内
履行期間	平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 7 月 31 日まで
概要	SK-5 型舗装工 外 393 工種 発注見込額は 28,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む金額）とする。
予定価格	10,760,087 円（税抜額）
発注方法	単体発注
入札参加資格条件	1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。 2 杉並区入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。 3 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登録された杉並区内の業者で、次のアからエの条件をすべて満たす業者であること。 ア、申請自治体として「杉並区」に登録があること。 イ、申請業種「道路舗装工事」に登録のあること。 ウ、東京電子自治体共同格付「道路舗装工事」A～D 級を有すること。 エ、引き続き 2 年以上当該業種の営業を営んでいること。 4 同日公告する、道路舗装工事で下記の案件について、入札参加申込件数は、本件を含めて 3 件までとする。 「道路維持補修工事（単価契約）南 1」 「道路維持補修工事（単価契約）南 2」 「道路維持補修工事（単価契約）北 1」 「道路維持補修工事（単価契約）北 2」 「道路維持補修工事（単価契約）北 3」
入札の無効	・公告に示した競争入札に参加する資格がない者のした入札。 ・競争入札参加者心得に違反した入札。 ・入札参加資格のあることを確認された者であっても、開札時において競争入札参加資格のない者のした入札。
希望申請方法	電子調達サービスにより申し込むこと。
希望申請書提出期間	・平成 21 年 2 月 18 日（水）午前 9 時から平成 21 年 2 月 23 日（月）午後 3 時まで（締切時間を過ぎてからの申し込みは受付できない。）
入札参加資格の決定	入札参加資格審査は、平成 21 年 2 月 26 日（木）に適否を決定するので、電子調達サービスで確認すること。
図面・仕様書等の配布	平成 21 年 3 月 5 日（木）着の宅配便（着払い）で送付する。

質 問 の 方 法	1 発注内容に関する質問及び回答は原則ファクスで行う。 2 区指定の質疑書を用いる。 3 指定質疑書は図面・仕様書等に同封する。 4 質疑書の送付先、受付期間、回答は質疑書に記載する。 5 入札に関する問合せ先 経理課契約担当 電話5307-0612
入 札 期 間	入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成21年3月12日(木)午後5時まで (締切時間を過ぎてからの入札書は受理できない。)
入 札 方 法	電子調達サービスによる。 注：入札金額は、別途送付する工種別内訳の各工種単価の合計金額(消費税及び地方消費税を除く)を入力すること。
積算内訳書の提出	必要ない。
開 札 日 時	平成21年3月13日(金)午前9時10分
開 札 場 所	電子調達サービス
入 札 回 数	1回 (再度入札は行わない)
落 札 通 知	・落札者には電子調達サービスにて開札日時以降に通知する。 ・落札通知を受けた者は、通知を受けた翌日から3営業日以内に、経理課契約担当まで来庁すること。
最 低 制 限 価 格	設定する。
低入札価格調査制度	適用しない。
入 札 保 証 金	免除
契 約 保 証 金	必要となる場合がある。
そ の 他	1 契約締結期限 落札の日から5日以内 2 契約担当者 杉並区経理課長 田中 哲 3 前払い金 無し 4 部分払い 無し 5 準拠規定 杉並区契約事務規則 6 契約書条項、その他不明な点については、経理課契約担当にお問い合わせください。電話5307-0612

地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき
 一般競争入札の執行について次のように定めたので公告する。
 平成 21 年 2 月 18 日

杉並区長 山田 宏

件名	道路維持補修工事（単価契約）北 2
業種	道路舗装工事
履行場所	杉並土木事務所 北土木維持係管内
履行期間	平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 7 月 31 日まで
概要	SK-5 型舗装工 外 393 工種 発注見込額は 23,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む金額）とする。
予定価格	10,760,087 円（税抜額）
発注方法	単体発注
入札参加資格条件	1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。 2 杉並区入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。 3 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登録された杉並区内の業者で、次のアからエの条件をすべて満たす業者であること。 ア、申請自治体として「杉並区」に登録があること。 イ、申請業種「道路舗装工事」に登録のあること。 ウ、東京電子自治体共同格付「道路舗装工事」B～D 級を有すること。 エ、引き続き 2 年以上当該業種の営業を営んでいること。 4 同日公告する、道路舗装工事で下記の案件について、入札参加申込件数は、本件を含めて 3 件までとする。 「道路維持補修工事（単価契約）南 1」 「道路維持補修工事（単価契約）南 2」 「道路維持補修工事（単価契約）北 1」 「道路維持補修工事（単価契約）北 2」 「道路維持補修工事（単価契約）北 3」
入札の無効	・公告に示した競争入札に参加する資格がない者のした入札。 ・競争入札参加者心得に違反した入札。 ・入札参加資格のあることを確認された者であっても、開札時において競争入札参加資格のない者のした入札。
希望申請方法	電子調達サービスにより申し込むこと。
希望申請書提出期間	・平成 21 年 2 月 18 日（水）午前 9 時から平成 21 年 2 月 23 日（月）午後 3 時まで（締切時間を過ぎてからの申し込みは受付できない。）
入札参加資格の決定	入札参加資格審査は、平成 21 年 2 月 26 日（木）に適否を決定するので、電子調達サービスで確認すること。
図面・仕様書等の配布	平成 21 年 3 月 5 日（木）着の宅配便（着払い）で送付する。

質 問 の 方 法	<p>1 発注内容に関する質問及び回答は原則ファクスで行う。</p> <p>2 区指定の質疑書を用いる。</p> <p>3 指定質疑書は図面・仕様書等に同封する。</p> <p>4 質疑書の送付先、受付期間、回答は質疑書に記載する。</p> <p>5 入札に関する問合せ先 経理課契約担当 電話5307-0612</p>
入 札 期 間	入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成21年3月12日(木)午後5時まで(締切時間を過ぎてからの入札書は受理できない。)
入 札 方 法	<p>電子調達サービスによる。</p> <p>注：入札金額は、別途送付する工種別内訳の各工種単価の合計金額(消費税及び地方消費税を除く)を入力すること。</p>
積算内訳書の提出	必要ない。
開 札 日 時	平成21年3月13日(金)午前9時15分
開 札 場 所	電子調達サービス
入 札 回 数	1回 (再度入札は行わない)
落 札 通 知	<p>・落札者には電子調達サービスにて開札日時以降に通知する。</p> <p>・落札通知を受けた者は、通知を受けた翌日から3営業日以内に、経理課契約担当まで来庁すること。</p>
最 低 制 限 価 格	設定する。
低入札価格調査制度	適用しない。
入 札 保 証 金	免除
契 約 保 証 金	必要となる場合がある。
そ の 他	<p>1 契約締結期限 落札の日から5日以内</p> <p>2 契約担当者 杉並区経理課長 田中 哲</p> <p>3 前払い金 無し</p> <p>4 部分払い 無し</p> <p>5 準拠規定 杉並区契約事務規則</p> <p>6 現場代理人の他工事との兼任を一部認める措置</p> <p>本件は、契約条項第11条第2項の規定にかかわらず、現場代理人の他の工事との兼任を認めます。</p> <p>本工事と兼任できるのは、以下の条件に該当するもの1件に限ります。</p> <p>(1) 杉並区発注の工事であること(杉並区以外の発注工事との兼任はできません)</p> <p>(2) 発注見込額(税込み)2,500万円未満の単価契約で、工事場所が「区内」「管内」等、特定されていないもの同士の組み合わせであること</p> <p>(3) 兼任する工事が同日に施工することがなく、施工中の現場においては常に立ち会うことができること</p> <p>7 契約書条項、その他不明な点については、経理課契約担当にお問い合わせください。電話5307-0612</p>

地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき
 一般競争入札の執行について次のように定めたので公告する。
 平成 21 年 2 月 18 日

杉並区長 山田 宏

件名	道路維持補修工事（単価契約）北 3
業種	道路舗装工事
履行場所	杉並土木事務所 北土木維持係管内
履行期間	平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 7 月 31 日まで
概要	SK-5 型舗装工 外 393 工種 発注見込額は 19,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む金額）とする。
予定価格	10,760,087 円（税抜額）
発注方法	単体発注
入札参加資格条件	1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。 2 杉並区入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。 3 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登録された杉並区内の業者で、次のアからエの条件をすべて満たす業者であること。 ア、申請自治体として「杉並区」に登録があること。 イ、申請業種「道路舗装工事」に登録のあること。 ウ、東京電子自治体共同格付「道路舗装工事」B～D 級を有すること。 エ、引き続き 2 年以上当該業種の営業を営んでいること。 4 同日公告する、道路舗装工事で下記の案件について、入札参加申込件数は、本件を含めて 3 件までとする。 「道路維持補修工事（単価契約）南 1」 「道路維持補修工事（単価契約）南 2」 「道路維持補修工事（単価契約）北 1」 「道路維持補修工事（単価契約）北 2」 「道路維持補修工事（単価契約）北 3」
入札の無効	・公告に示した競争入札に参加する資格がない者のした入札。 ・競争入札参加者心得に違反した入札。 ・入札参加資格のあることを確認された者であっても、開札時において競争入札参加資格のない者のした入札。
希望申請方法	電子調達サービスにより申し込むこと。
希望申請書提出期間	・平成 21 年 2 月 18 日（水）午前 9 時から平成 21 年 2 月 23 日（月）午後 3 時まで（締切時間を過ぎてからの申し込みは受付できない。）
入札参加資格の決定	入札参加資格審査は、平成 21 年 2 月 26 日（木）に適否を決定するので、電子調達サービスで確認すること。
図面・仕様書等の配布	平成 21 年 3 月 5 日（木）着の宅配便（着払い）で送付する。

質 問 の 方 法	<p>1 発注内容に関する質問及び回答は原則ファクスで行う。</p> <p>2 区指定の質疑書を用いる。</p> <p>3 指定質疑書は図面・仕様書等に同封する。</p> <p>4 質疑書の送付先、受付期間、回答は質疑書に記載する。</p> <p>5 入札に関する問合せ先 経理課契約担当 電話5307-0612</p>
入 札 期 間	入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成21年3月12日(木)午後5時まで(締切時間を過ぎてからの入札書は受理できない。)
入 札 方 法	<p>電子調達サービスによる。</p> <p>注：入札金額は、別途送付する工種別内訳の各工種単価の合計金額(消費税及び地方消費税を除く)を入力すること。</p>
積算内訳書の提出	必要ない。
開 札 日 時	平成21年3月13日(金)午前9時20分
開 札 場 所	電子調達サービス
入 札 回 数	1回 (再度入札は行わない)
落 札 通 知	<p>・落札者には電子調達サービスにて開札日時以降に通知する。</p> <p>・落札通知を受けた者は、通知を受けた翌日から3営業日以内に、経理課契約担当まで来庁すること。</p>
最 低 制 限 価 格	設定する。
低入札価格調査制度	適用しない。
入 札 保 証 金	免除
契 約 保 証 金	必要となる場合がある。
そ の 他	<p>1 契約締結期限 落札の日から5日以内</p> <p>2 契約担当者 杉並区経理課長 田中 哲</p> <p>3 前払い金 無し</p> <p>4 部分払い 無し</p> <p>5 準拠規定 杉並区契約事務規則</p> <p>6 現場代理人の他工事との兼任を一部認める措置</p> <p>本件は、契約条項第11条第2項の規定にかかわらず、現場代理人の他の工事との兼任を認めます。</p> <p>本工事と兼任できるのは、以下の条件に該当するもの1件に限ります。</p> <p>(1) 杉並区発注の工事であること(杉並区以外の発注工事との兼任はできません)</p> <p>(2) 発注見込額(税込み)2,500万円未満の単価契約で、工事場所が「区内」「管内」等、特定されていないもの同士の組み合わせであること</p> <p>(3) 兼任する工事が同日に施工することがなく、施工中の現場においては常に立ち会うことができること</p> <p>7 契約書条項、その他不明な点については、経理課契約担当にお問い合わせください。電話5307-0612</p>

入札見積経過調書

案件番号	2009-00101	件名			
内部発注番号	4215000004	道路維持補修工事(単価契約)南1			
入札見積締切日時	2009年3月12日 17時00分				
開札日時	2009年3月13日 9時02分				
予定価格	11,298,091円				
最低制限価格	非公表				
履行場所	東京都杉並区杉並土木事務所 南土木維持係管内				
業種	0100 道路舗装工事				
入札方式	01 一般競争入札				
落札者	商号又は名称	株式会社街路			
	所在地	東京都杉並区善福寺一丁目1番17号			
落札金額	7,532,060円				
No	商号又は名称	第1回			備考
1	株式会社街路	7,532,060円			落札率 70%
2	東邦建設株式会社	7,746,200円			
3	株式会社済美建設	7,960,000円			
4	有限会社ディー工房	8,285,260円			
5	中央土工工業株式会社	8,300,000円			
6	東栄興業株式会社	8,600,000円			
7	株式会社三法	9,468,000円			
8	興亜土木株式会社	9,570,000円			
9	株式会社早房	10,222,000円			
10	萬建工業株式会社	10,500,000円			
11	株式会社二水	10,760,087円			
12	株式会社タキタ建設	最低制限未滿			
13	河田建興株式会社	辞退			
備考	工事概要 SK-5型舗装工 外393工種 履行期限 平成21年 7月31日				

入札見積経過調書

案件番号	2009-00102	件名			
内部発注番号	4215000005	道路維持補修工事(単価契約)南2			
入札見積締切日時	2009年3月12日 17時00分				
開札日時	2009年3月13日 9時11分				
予定価格	11,298,091円				
最低制限価格	非公表				
履行場所	東京都杉並区杉並土木事務所 南土木維持係管内				
業種	0100 道路舗装工事				
入札方式	01 一般競争入札				
落札者	商号又は名称	山内建設株式会社			
	所在地	東京都杉並区下井草四丁目33番8号			
落札金額	7,532,060円				
No	商号又は名称	第1回			備考
1	山内建設株式会社	7,532,060円			落札率 70%
2	株式会社街路	7,532,061円			
3	株式会社二水	8,070,000円			
4	有限会社ディー工房	8,285,000円			
5	中央土建工業株式会社	8,300,000円			
6	株式会社済美建設	8,600,000円			
7	東栄興業株式会社	9,140,000円			
8	河田建興株式会社				
		辞退			
備考	工事概要 SK-5型舗装工 外393工種 履行期限 平成21年 7月31日				

入札見積経過調書

案件番号	2009-00103	件名		
内部発注番号	4215000006	道路維持補修工事(単価契約)北1		
入札見積締切日時	2009年3月12日 17時00分			
開札日時	2009年3月13日 9時17分			
予定価格	11,298,091円			
最低制限価格	非公表			
履行場所	東京都杉並区杉並土木事務所 北土木維持係管内			
業種	0100 道路舗装工事			
入札方式	01 一般競争入札			
落札者	商号又は名称	山内建設株式会社		
	所在地	東京都杉並区下井草四丁目33番8号		
落札金額		7,532,060円		
No	商号又は名称	第1回		備考
1	山内建設株式会社	7,532,060円		落札率 70%
2	中江建設工業株式会社 本社	7,532,060円		
3	株式会社街路	7,532,060円		
4	マルト建設株式会社	7,739,900円		
5	東邦建設株式会社	7,746,200円		
6	中央土工工業株式会社	8,390,000円		
7	東栄興業株式会社	8,608,000円		
8	興亜土木株式会社	8,970,000円		
9	秋葉建設工業株式会社	9,038,500円		
10	諫早建設株式会社	9,146,073円		
11	株式会社三法	9,468,000円		
12	株式会社早房	10,222,000円		
13	萬建工業株式会社	10,300,000円		
14	株式会社二水	10,760,087円		
15	河田建興株式会社	辞退		
備考	工事概要 SK-5型舗装工 外393工種 履行期限 平成21年 7月31日 入札の結果、一位の入札金額が同額だったため、地方自治法施行令第167条の9の規定に基づき、くじ引きにより落札業者を決定した。			

入札見積経過調書

案件番号	2009-00105	件名		
内部発注番号	4215000007	道路維持補修工事(単価契約)北2		
入札見積締切日時	2009年3月12日 17時00分			
開札日時	2009年3月13日 9時36分			
予定価格	11,298,091円			
最低制限価格	非公表			
履行場所	東京都杉並区杉並土木事務所 北土木維持係管内			
業種	0100 道路舗装工事			
入札方式	01 一般競争入札			
落札者	商号又は名称	中江建設工業株式会社 本社		
	所在地	東京都杉並区井草三丁目32番8号		
落札金額		7,532,060円		
No	商号又は名称	第1回		備考
1	中江建設工業株式会社 本社	7,532,060円		落札率 70%
2	マルト建設株式会社	7,629,900円		
3	諫早建設株式会社	7,700,000円		
4	平山建設株式会社	7,801,000円		
5	萬建工業株式会社	8,380,000円		
6	株式会社三法	8,392,000円		
7	株式会社大英	8,600,000円		
8	秋葉建設工業株式会社	9,038,500円		
9	興亜土木株式会社	9,390,000円		
10	株式会社早房	9,684,000円		
11	株式会社タキタ建設	最低制限未滿		
備考	工事概要 SK-5型舗装工 外393工種 履行期限 平成21年 7月31日			

入札見積経過調書

案件番号	2009-00108	件名			
内部発注番号	4215000008	道路維持補修工事(単価契約)北3			
入札見積締切日時	2009年3月12日 17時00分				
開札日時	2009年3月13日 9時39分				
予定価格	11,298,091円				
最低制限価格	非公表				
履行場所	東京都杉並区杉並土木事務所 北土木維持係管内				
業種	0100 道路舗装工事				
入札方式	01 一般競争入札				
落札者	商号又は名称	山内建設株式会社			
	所在地	東京都杉並区下井草四丁目33番8号			
落札金額	7,532,060円				
No	商号又は名称	第1回			備考
1	山内建設株式会社	7,532,060円			落札率 70%
2	諫早建設株式会社	7,532,060円			
3	マルト建設株式会社	7,532,060円			
4	中江建設工業株式会社 本社	7,532,061円			
5	平山建設株式会社	7,801,000円			
6	有限会社ディー工房	8,392,800円			
7	株式会社大英	8,600,000円			
8	株式会社済美建設	8,930,000円			
9	東邦建設株式会社	9,146,000円			
10	株式会社タキタ建設	最低制限未満			
備考	工事概要 SK-5型舗装工 外393工種 履行期限 平成21年 7月31日 入札の結果、一位の入札金額が同額だったため、地方自治法施行令第167条の9の規定に基づき、くじ引きにより落札業者を決定した。				

地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき

一般競争入札の執行について次のように定めたので公告する。

平成 21 年 6 月 10 日

杉並区長 山田 宏

件名	高円寺保健センター及び高円寺南児童館改修建築工事
業種	建築工事
履行場所	杉並区高円寺南三丁目 24 番 15 号
履行期間	契約締結の翌日から平成 22 年 2 月 26 日まで
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・高円寺保健センター <ol style="list-style-type: none"> 1. 外壁改修工事 2. 屋上防水改修工事 3. 建具改修工事 4. 内装改修工事 5. 塗装改修工事 6. 屋外施設改修工事 ・高円寺南児童館 <ol style="list-style-type: none"> 1. 内装改修工事 2. 建具改修工事 3. 塗装改修工事
発注方法	単体発注
入札参加資格条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。 2 杉並区入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。 3 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登録された区内業者で、申請自治体「杉並区」、申請業種「建築工事」に登録のあること。 4 引き続き 2 年以上の当該業種の営業を営んでいること。 5 この工事に対応する監理技術者又は主任技術者を建設業法に従い、施工現場に専任で配置できること。 6 特定建設業の許可を有すること。 7 東京電子自治体共同格付「建築工事」A 級又は B 級を有すること。
入札の無効	<ul style="list-style-type: none"> ・公告に示した競争入札に参加する資格がない者のした入札。 ・競争入札参加者心得に違反した入札。 ・入札参加資格のあることを確認された者であっても、開札時において競争入札参加資格のない者のした入札。
希望申請方法	電子調達サービスにより申し込むこと。
希望申請書提出期間	・平成 21 年 6 月 10 日（水）午前 9 時から平成 21 年 6 月 12 日（金）午後 3 時まで

	で（締切時間を過ぎてからの申し込みは受付できない。）
入札参加資格の決定	入札参加資格審査は、平成21年6月16日（火）に適否を決定するので、電子調達サービスで確認すること。
図面・仕様書等の配布	平成21年6月17日（水）発注図書で指定するコピー店で購入すること。図面等を購入しないものは、入札に参加できない。
質問の方法	図面・仕様書等に対する質問は電子調達サービスにより提出すること。 受付期間 入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成21年6月23日（火）午前11時まで
回答の方法	電子調達サービスによる。 閲覧時期 平成21年6月25日（木）午後1時から
入札期間	入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成21年7月1日（水）午後5時まで（締切時間を過ぎてからの入札書は受理できない。）
入札方法	電子調達サービスによる。 注：入札金額は、契約希望金額の105分の100に相当する金額を入力すること。
積算内訳書の提出	・入札時には必要ない。 ・落札者は積算内訳書を提出する。（積算内訳書の様式は任意とする）
開札日時	平成21年7月2日（木）午前10時00分
開札場所	電子調達サービス
入札回数	3回（初回の入札で落札者がいない場合には、別途指示を行うが、再入札の開札は平成21年7月2日（木）午後2時以降に行う予定
落札通知	・落札者には電子調達サービスにて開札日時以降に通知する。 ・落札通知を受けた者は、通知を受けた後3営業日以内に、経理課契約担当まで来庁すること。
最低制限価格	設定しない
低入札価格調査制度	適用する
入札保証金	免除
契約保証金	契約金額の10%
その他	1 契約締結期限 落札の日から5日以内 2 契約担当者 杉並区副区长 松沼 信夫 3 前払い金 有り 4 部分払い なし 5 準拠規定 杉並区契約事務規則 6 契約書は積算内訳書を提出した後に交付する。（様式は任意） 7 契約書条項、その他不明な点については、経理課契約担当にお問い合わせください。電話03-5307-0612

入札見積経過調書

案件番号	2009-00544	件名		
内部発注番号	4215000125	高円寺保健センター及び高円寺南児童館改修建築工事		
入札見積締切日時	2009年7月1日 17時00分			
開札日時	2009年7月2日 10時01分			
予定価格	140,784,000円			
調査基準価格	非公表			
履行場所	東京都杉並区高円寺南三丁目24番15号			
業種	0700 建築工事			
入札方式	01 一般競争入札			
落札者	商号又は名称	渡辺建設株式会社		
	所在地	東京都杉並区高円寺南四丁目3番3号		
落札金額	133,000,000円			
No	商号又は名称	第1回		備考
1	渡辺建設株式会社	133,000,000円		落札率 99.19%
2	株式会社興建社	138,000,000円		
3	江州建設株式会社	138,800,000円		
4	林テクノス株式会社	140,000,000円		
5	大一建設株式会社	140,000,000円		
備考	工事概要 ・高円寺保健センター 1.外壁改修工事 2.屋上防水改修工事 3.建具改修工事 4.内装改修工事 5.塗装改修工事 6.屋外施設改修工事 ・高円寺南児童館 1.内装改修工事 2.建具改修工事 3.塗装改修工事 履行期限 平成22年2月26日			

入札見積経過調書

案件番号	2009-00341	件名			
内部発注番号	4215000030	杉並区立荻窪小学校旧校舎解体工事			
入札見積締切日時	2009年4月27日 17時00分				
開札日時	2009年4月28日 10時01分				
予定価格	非公表				
調査基準価格	非公表				
履行場所	東京都杉並区南荻窪二丁目1番1号				
業種	3100 ひき家・解体				
入札方式	02 指名競争入札				
落札者	商号又は名称	株式会社ニッコー			
	所在地	東京都杉並区高円寺南四丁目28番10号高円寺リリエンハイム1006号			
落札金額	59,800,000円				
No	商号又は名称	第1回			備考
1	株式会社ニッコー	59,800,000円			落札率 89.52%
2	山口工業株式会社	67,500,000円			
3	山一エンジニアリング株式会社	84,800,000円			
4	株式会社野口工事	辞退			
備考	<p> 予定価格 70,137,900円(税込み) 工事概要 荻窪小学校の旧校舎、屋内運動場、プール及び付属物を撤去し整地する。 解体建築物概要 敷地面積 6,184.47㎡ 建築面積 1,918.00㎡ 延べ面積 4,891.50㎡ 履行期限 平成21年11月30日 指名の条件①②により4社指名 ①杉並区の該当業種に登録のある区内業者であること。 ②杉並区からの指名及び受注の状況、発注工事に対する地域性、官公庁工事の実績の有無 </p>				

入札見積経過調書

案件番号	2009-00446	件名			
内部発注番号	4215000080	東原児童館乳幼児室空調機設置工事			
入札見積締切日時	2009年5月19日 17時00分				
開札日時	2009年5月20日 10時35分				
予定価格	2,307,900円				
最低制限価格	非公表				
履行場所	東京都杉並区下井草一丁目23番23号				
業種	1000 空調工事				
入札方式	02 指名競争入札				
落札者	商号又は名称	若林冷暖設備株式会社			
	所在地	東京都杉並区下井草二丁目8番9号			
落札金額	2,110,000円				
No	商号又は名称	第1回			備考
1	若林冷暖設備株式会社	2,110,000円			落札率 95.99%
2	株式会社保谷	2,150,000円			
3	峯尾機工株式会社	2,160,000円			
4	株式会社泉商会	2,160,000円			
5	株式会社日創	2,180,000円			
備考	履行期限 平成21年6月30日				

入札見積経過調書

案件番号	2009-00798	件名			
内部発注番号	4215000259	永福和泉地域区民センターポンプ改修その他工 事			
入札見積締切日時	2009年9月29日 17時00分				
開札日時	2009年9月30日 10時02分				
予定価格	非公表				
最低制限価格	非公表				
履行場所	東京都杉並区和泉三丁目8番18号				
業種	0900 給排水衛生工事				
入札方式	04 随意契約(見積競争)				
落札者	商号又は名称	中央設備工業株式会社			
	所在地	東京都杉並区和泉四丁目1番18号			
落札金額	715,000円				
No	商号又は名称	第1回			備考
1	中央設備工業株式会社	715,000円			
2	北栄水建株式会社	738,000円			
3	有限会社山内工業所	750,000円			
4	有限会社川幡設備				
		辞退			
備考	履行期限 平成21年10月16日				

入札見積経過調書

案件番号	2009-00951	件名			
内部発注番号	4215000352	高円寺地域区民センター第二音楽室防音扉改修 工事			
入札見積締切日時	2009年12月7日 17時00分				
開札日時	2009年12月8日 10時31分				
予定価格	1,860,600円				
最低制限価格	非公表				
履行場所	東京都杉並区梅里一丁目22番32号				
業種	6800 サツシュ				
入札方式	02 指名競争入札				
落札者	商号又は名称	広拓建設株式会社			
	所在地	東京都杉並区高円寺北一丁目11番7号			
落札金額	1,750,000円				
No	商号又は名称	第1回			備考
1	広拓建設株式会社	1,750,000円			落札率 98.75%
2	富士興業有限公司	1,770,000円			
3	富士商会株式会社	1,770,000円			
4	株式会社日創	1,772,000円			
備考	履行期限 平成22年1月20日				

平成22年度 入札監視委員会

委託・賃貸借契約 審議案件

案件番号	種類	契約件名	備考	参考資料
1	一般競争	和田堀公園プール外2所運営業務委託	高落札率	発注公告 経過調書 p.1 p.4
2	一般競争	オープン系パソコン(PCL)の賃貸借(21年度導入)(長期継続契約)	低落札率	発注公告 経過調書 p.5 p.7
3	指名競争	すぎのき生活園及びあけぼの作業所利用者送迎用ワゴン運行業務委託	高落札率	経過調書 p.8
4	指名競争	中瀬中学校外1校耐震補強実施設計業務委託	設計業務	経過調書 p.9
5	見積競争	放置自転車移送処分業務委託(単価契約)	低落札率	経過調書 p.10

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき、一般競争入札の執行について、次のように定めたので公告する。

平成21年4月22日

杉並区長 山田 宏

件名	和田堀公園プール外2所運營業務委託
業種(営業種目)	警備・受付等 取扱品目「プール管理」
履行場所(納入場所)	杉並区大宮二丁目2番10号 和田堀公園プール 外2所
履行期間	契約締結の翌日から平成21年9月14日
概要	<p>1 施設概要</p> <p>(1) 和田堀公園プール 面積 管理棟 624.64㎡ 規模 一般用 50m×18m 水泳場 4,564㎡ 一般用 25m×11m 幼児用 15m×5m</p> <p>(2) 関根文化公園プール 面積 管理棟 736.59㎡ 規模 一般用 20m×12m 水泳場 1,284㎡ 幼児用 108㎡(変形)</p> <p>(3) 阿佐谷けやき公園プール 面積 管理棟 379.23㎡ 規模 一般用 25m×17m 水泳場 2,506㎡ 幼児用 90㎡(変形)</p> <p>2 開場時間 午前9時～午後6時 (和田堀公園プールは7月20日～8月31日は午後8時まで)</p> <p>3 常駐期間 平成21年6月18日～9月14日(89日間)</p> <p>4 開設期間 平成21年7月1日～9月10日(72日間)</p> <p>5 配置人員</p> <p>(1) 和田堀公園プール 責任者 1名 副責任者 1名 従事者 最大配置 17名</p> <p>(2) 関根文化公園プール 責任者 1名 従事者 最大配置 7名</p> <p>(3) 阿佐谷けやき公園プール 責任者 1名 従事者 最大配置 8名</p> <p>1 責任者 (財)日本体育施設協会水泳指導管理士資格者又は日本赤十字社水上安全法救助員認定者で22歳以上の者</p> <p>2 副責任者・従事者(救助員、監視員、料金徴収、場外整理) 18歳以上で、水泳ができ、救助法及び心肺蘇生法の研修・訓練の受講修了者。なお、業務の必要上、監視員には女性を3分の1程度配置する。</p> <p>6 業務内容 (1)プール運營業務(2)機械設備運轉業務(3)水質等管理業務(4)日常清掃業務(5)日常管理業務(6)開設準備及び開設期間終了後の業務(7)開設期間前及び期間後清掃業務(8)情報セキュリティに関する事項(9)その他</p>
参加資格条件	<p>1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。</p> <p>2 杉並区競争入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。</p> <p>3 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登録された業者で、申請自治体「杉並区」、営業種目「警備・受付等」取扱品目「プール管理」に登録があり、次の区分ごとの条件をすべて満たすもの。</p>

	<p>(1) 区内業者(杉並区内に本店を有するもの又は杉並区内に代理人を置き、支店・支社・営業所を有するものであって、「区内業者」としての取扱いを受ける者)</p> <p>ア 東京電子自治体共同運営電子調達サービス「警備・受付等」の格付けが、A又はBであること。</p> <p>イ 公告日以前5年間に、官公庁又は民間におけるプール監視業務の実績があること。(区内支店等は、当該支店の実績とする。)</p> <p>ウ 上記契約で、事故等により賠償その他の責任を負ったことがないこと。</p> <p>(2) 区外業者</p> <p>ア 東京電子自治体共同運営電子調達サービス「警備・受付等」の格付けが、Aであること。</p> <p>イ 公告日以前5年間に、官公庁又は民間におけるプール監視業務の実績があること。</p> <p>ウ 上記契約で、事故等により賠償その他の責任を負ったことがないこと。</p> <p>エ ISO9000又は環境マネジメントシステム(ISO14001、エコアクション21、エコステージ、KES)の認証を取得していること。</p> <p>4 引き続き2年以上の当該業種の営業を営んでいること。</p> <p>5 公告日以前3年間に警備業法違反により、東京都公安委員会から営業停止処分を受けていないこと。</p> <p>6 事業協同組合が入札に参加する場合には、当該組合の組合員は単独で参加できない。</p>
入札の無効	<ul style="list-style-type: none"> ・公告に示した競争入札に参加する資格がない者のした入札。 ・競争入札参加者心得に違反した入札。 ・入札参加資格のあることを確認されたものであっても、開札時において競争入札参加資格のない者のした入札
希望申請方法	<p>電子調達システムにより申し込む。</p> <p>なお、参加資格条件の契約実績を証明する書類として、契約書(表紙)を添付すること。添付がない場合は、入札に参加できないので注意してください。</p>
希望申請書提出期間	<p>平成21年4月22日(水)から平成21年4月24日(金)午後3時まで。</p> <p>(締め切り時間を過ぎてからの申し込みは受付できない。)</p>
入札参加資格の決定	<p>入札参加資格審査は、平成21年4月27日(月)に適否を決定するので、電子調達システムで確認すること。(入札参加資格確認結果通知書)</p>
図面・仕様書等の入手方法	<p>平成21年4月27日(月)から、参加資格を確認された者は、電子調達システムからダウンロードできる。</p>
質問の方法	<p>発注された仕様内容に関する質問は、電子調達システムにより提出すること。</p> <p>受付期間 入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成21年5月12日(火)午後3時まで</p>
回答の方法	<p>電子調達システムによる。</p> <p>閲覧日時 平成21年5月14日(木)午前9時から</p>
入札期間	<p>入札参加資格確認結果通知書受領の日から 平成21年5月20日(水)午後5時まで(締め切り時間を過ぎてからの入札書は受理できない)</p>
入札方法	<p>電子調達システムによる。</p> <p>入札金額は、見積もる金額の105分の100に相当する金額を入力すること。</p>
開札日時	<p>平成21年5月21日(木)午前9時</p>
開札場所	<p>電子調達システム</p>
入札回数	<p>2回まで(初回の入札で落札されない場合には、別途指示を行うが、再入札の開札は開札日の午後2時以降に行う予定。)</p>
落札通知	<p>落札者には電子調達システムにて開札日時以降に通知する。</p> <p>落札通知を受けた者は、通知を受けた翌営業日に経理課契約担当まで、契約書類一式</p>

	の交付を受けるため来庁すること。
最低制限価格	設定する。
入札保証金	納付免除
契約保証金	必要な場合がある。
積算内訳書の提出	入札に係る積算内訳書（総括及び人件費を含む費目別内訳）を提出しなければ契約書類一式は交付できない。（様式は任意とする。）
留意事項	1 契約締結期限 落札の日から5日以内 2 契約担当者 杉並区政策経営部長 高 和弘 3 前払い金 なし 4 準拠規定 杉並区契約事務規則 5 契約書 標準契約書 5 連絡先 入札・契約に関する質問は、杉並区政策経営部経理課契約担当 電話 03-3312-2111 内線 1535～1538

入札見積経過調書

案件番号	2009-00367	件名	
内部発注番号	4213000723	和田堀公園プール外2所運営業務委託	
入札見積締切日時	2009年5月20日 17時00分		
開札日時	2009年5月21日 9時01分		
予定価格	非公表		
最低制限価格	非公表		
履行場所	東京都杉並区大宮二丁目2番10号 和田堀公園プール 外2所		
営業種目1	105 警備・受付等	取扱品目	07 プール管理 00 00
入札方式	01 一般競争入札		
落札者	商号又は名称	株式会社オーチュー 杉並支店	
	所在地	東京都杉並区天沼二丁目5番2号	
落札金額	33,450,000円		
No	商号又は名称	第1回	備考
1	株式会社オーチュー 杉並支店	33,450,000円	
2	日誠ビル管理株式会社	34,000,000円	
3	株式会社明和産業	34,000,000円	
4	株式会社東宝クリーンサービス	34,273,000円	
5	株式会社エイト	34,680,000円	
6	オーディーエー株式会社 杉並支店	34,830,000円	
7	株式会社サンアメニティ	35,200,000円	
8	株式会社城西企業 杉並支店	35,280,000円	
9	株式会社サイオー 東京支店	35,421,000円	
10	京浜企業株式会社	35,628,000円	
11	株式会社日本水泳振興会	35,700,000円	
備考	○契約金額は、落札金額に消費税及び地方消費税相当分を加算した額です。		

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき、一般競争入札の執行について、次のように定めたので公告する。

平成21年5月13日

杉並区長 山田 宏

件名	オープン系パソコン(PCL)の賃貸借(21年度導入)(長期継続契約)
業種(営業種目)	賃貸業務 取扱品目「電子計算機リース」
履行場所(納入場所)	杉並区役所本庁舎及び区内庁外施設約 200 箇所
賃貸期間	平成21年10月1日から平成24年9月30日 (ただし、納入日は異なるので注意すること)
概要	<p>1 賃貸機器 パーソナルコンピュータ 683 台。</p> <p>2 履行方法 区の指定するOSおよびソフトウェア等の設定を行なったPC5台を納入すること(契約日から2週間以内)。 上記5台に対し、区が追加設定を行なった後、コピー用(障害時用)復旧用CDを作成する。 復旧CD確認後、当該復旧CDから残り678台にコピーを行なう(コンピュータ名は区の指定する通し番号で個別に設定)。 PCおよびアダプタに区が指定する端末番号のシールを貼る。 区の指定する番号のPCを、本庁舎および区内庁外施設に納入する。 納入日 本庁舎は平成21年8月31日、庁外施設は平成21年8月28日～9月2日まで。本庁舎への納入は養生を行い、PCの梱包資材等の回収まで行なうこと。 初期不良対応を行なうこと。 賃借期間終了後、PCを回収すること(1箇所から全台の回収)。 機器保守および回収時のデータ消去は含まない。</p>
参加資格条件	<p>1 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4の規定に該当していないこと。</p> <p>2 杉並区入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。</p> <p>3 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登載された業者で、申請自治体「杉並区」申請業種「賃貸業務」取扱品目「電子計算機リース」に登録のある業者であり、次の区分ごとの条件を全て満たす者。 (1) 区内業者(杉並区内に本店又は支店等を有する者) 東京電子自治体共同運営電子調達サービス「賃貸業務」格付のC級以上を有すること。 (2) 区外業者 東京電子自治体共同運営電子調達サービス「賃貸業務」格付のA級を有すること。</p> <p>4 引き続き2年以上の当該業種の営業していること。</p>
入札の無効	<ul style="list-style-type: none"> ・公告に示した競争入札に参加する資格がない者のした入札。 ・競争入札参加者心得に違反した入札。 ・入札参加資格のあることを確認されたものであっても、開札時において競争入札参加資格のない者のした入札
希望申請方法	電子調達システムにより申し込む。
希望申請書提出期間	平成21年5月13日(水)から平成21年5月15日(金)午後3時まで。 (締め切り時間を過ぎてからの申し込みは受付できない。)
入札参加資格の決定	入札参加資格審査は、平成21年5月18日(月)に適否を決定するので、電子調達シ

	システムで確認すること。(入札参加資格確認結果通知書)										
図面・仕様書等の入手方法	平成21年5月18日(月)から、参加資格を確認された者は、電子調達システムからダウンロードできる。										
質問の方法	発注された仕様内容に関する質問は、電子調達システムにより提出すること。 受付期間 入札参加資格確認結果通知書受領の日から平成21年5月22日(金)午後3時まで										
回答の方法	電子調達システムによる。 閲覧日時 平成21年5月26日(火)午前9時から										
入札期間	入札参加資格確認結果通知書受領の日から 平成21年6月1日(月)午後5時まで(締め切り時間を過ぎてからの入札書は受理できない)										
入札方法	電子調達システムによる。 入札金額は月額とし、見積もる金額の105分の100に相当する金額を入力すること。なお、長期継続契約の入札金額は、別紙「長期継続契約制度施行に伴う入札方法及び契約書等の変更について(通知)」を参照すること。										
開札日時	平成21年6月2日(火)午前9時00分										
開札場所	電子調達システム										
入札回数	2回まで(初回の入札で落札されない場合には、別途指示を行うが、再入札の開札は開札日の午後2時以降に行う予定である。)										
落札通知	落札者には電子調達システムにて開札日時以降に通知する。 落札通知を受けた者は、通知を受けた翌日から2営業日以内に経理課契約担当まで、契約書類一式の交付を受けるため来庁すること。										
最低制限価格	設定しない。										
入札保証金	納付免除										
契約保証金	必要な場合がある。										
積算内訳書の提出	不要										
留意事項	<table border="0"> <tr> <td>1 契約締結期限</td> <td>落札の日から5日以内</td> </tr> <tr> <td>2 契約担当者</td> <td>杉並区政策経営部長 高 和弘</td> </tr> <tr> <td>3 準拠規定</td> <td>杉並区契約事務規則</td> </tr> <tr> <td>4 契約書</td> <td>標準契約書</td> </tr> <tr> <td>5 連絡先</td> <td>入札・契約に関する質問は、杉並区政策経営部経理課契約担当 電話 03-3312-2111 内線 1535~1538</td> </tr> </table>	1 契約締結期限	落札の日から5日以内	2 契約担当者	杉並区政策経営部長 高 和弘	3 準拠規定	杉並区契約事務規則	4 契約書	標準契約書	5 連絡先	入札・契約に関する質問は、杉並区政策経営部経理課契約担当 電話 03-3312-2111 内線 1535~1538
1 契約締結期限	落札の日から5日以内										
2 契約担当者	杉並区政策経営部長 高 和弘										
3 準拠規定	杉並区契約事務規則										
4 契約書	標準契約書										
5 連絡先	入札・契約に関する質問は、杉並区政策経営部経理課契約担当 電話 03-3312-2111 内線 1535~1538										

入札見積経過調書

案件番号	2009-00419	件名	
内部発注番号	4216000052	オープン系パソコン(PCL)の賃貸借(21年度導入) (長期継続契約)	
入札見積締切日時	2009年6月1日 17時00分		
開札日時	2009年6月2日 9時07分		
予定価格	非公表		
最低制限価格	非公表		
履行場所	東京都杉並区杉並区役所本庁舎及び区内庁外施設約200箇所		
営業種目1	131 賃貸業務	取扱品目	02 電子計算機リース 00 00
入札方式	01 一般競争入札		
落札者	商号又は名称	リコー販売株式会社 首都圏広域事業本部 公共文教営業部	
	所在地	東京都中央区銀座六丁目14番6号	
落札金額	1,361,100円		
No	商号又は名称	第1回	備考
1	リコー販売株式会社 首都圏広域事業本部 公共文教営業部	1,361,100円	
2	住信リース株式会社	1,398,240円	
3	NECキャピタルソリューション株式会社	1,399,900円	
4	NTTファイナンス株式会社	1,412,000円	
5	昭和リース株式会社	1,430,660円	
6	JA三井リース株式会社	1,458,600円	
7	日本電子計算機株式会社	1,467,500円	
8	東銀リース株式会社	1,468,000円	
9	日通商事株式会社 東京支店	1,481,600円	
10	三井CMリース株式会社	1,514,000円	
11	和泉ビジネス・マシン株式会社	1,528,800円	
12	東京センチュリーリース株式会社	1,636,600円	
13	富士通リース株式会社	1,662,000円	
14	日立キャピタル株式会社	1,686,500円	
15	芙蓉総合リース株式会社	辞退	
備考	<input type="radio"/> 入札金額は月額です。 <input type="radio"/> 契約金額(月額)は、落札金額に消費税及び地方消費税相当分を加算した額です。		

入札見積経過調書

案件番号	2009-00109	件名		
内部発注番号	4213000174	すぎのき生活園及びあけぼの作業所利用者送迎 用ワゴン運行業務委託		
入札見積締切日時	2009年2月23日 17時00分			
開札日時	2009年2月24日 9時16分			
予定価格	非公表			
最低制限価格	非公表			
履行場所	別紙仕様書のとおり			
営業種目1	114 運搬請負	取扱品目	00	
			00	
			00	
入札方式	02 指名競争入札			
落札者	商号又は名称	杉並交通株式会社		
	所在地	東京都杉並区高井戸東三丁目19番19号		
落札金額	23,914,800円			
No	商号又は名称	第1回	備考	
1	杉並交通株式会社	23,914,800円		
2	宮園自動車株式会社 福祉練馬営業所	25,200,000円		
3	東京福祉バス株式会社	27,020,000円		
4	株式会社グリーンキャブ	27,588,000円		
5	福祉移送サービス株式会社	辞退		
備考	○本件は、平成21年第1回区議会定例会において平成21年度予算が成立した場合に、平成21年4月1日に契約締結します。 ○契約金額は、落札金額に消費税及び地方消費税相当分を加算した額です。			

入札見積経過調書

案件番号	2009-00841	件名	中瀬中学校外1校耐震補強実施設計業務委託		
内部発注番号	4213001006				
入札見積締切日時	2009年10月23日 17時00分				
開札日時	2009年10月26日 9時11分				
予定価格	13,485,150円				
最低制限価格	非公表				
履行場所	別紙仕様書のとおり				
業種	1100 建築設計				
入札方式	02 指名競争入札				
落札者	商号又は名称	株式会社五味建築設計事務所			
	所在地	東京都中野区中野一丁目55番1号			
落札金額	12,300,000円				
No	商号又は名称	第1回			備考
1	株式会社五味建築設計事務所	12,300,000円			
2	株式会社ベル建築研究所	13,500,000円			
3	株式会社カトウ建築事務所 東京事務所	17,300,000円			
4	共同設計株式会社 東京事務所	18,000,000円			
5	株式会社土屋建築研究所	19,500,000円			
6	株式会社都市構造計画	24,000,000円			
7	株式会社マルタ設計	25,000,000円			
8	株式会社帝設計研究所 東京事務所	25,000,000円			
9	株式会社山下テクノス	27,000,000円			
10	株式会社構造計画研究所				
		辞退			
11	株式会社渡辺建築事務所				
		辞退			
12	株式会社丸川建築設計事務所 東京事務所				
		辞退			
13	株式会社K構造研究所				
		辞退			
14	株式会社フケタ設計 さいたま事務所				
		辞退			
15	株式会社新日本設計センター				
		不参			
備考	○契約金額は、落札金額に消費税及び地方消費税相当分を加算した額です。				

入札見積経過調書

案件番号	2009-00241	件名			
内部発注番号	4213000341	放置自転車移送処分業務委託(単価契約)			
入札見積締切日時	2009年3月11日 17時00分				
開札日時	2009年3月12日 9時27分				
予定価格	非公表				
最低制限価格	非公表				
履行場所	東京都杉並区別紙仕様書のとおり				
営業種目1	112 廃棄物処理	取扱品目	04 産業廃棄物処理(収集・運搬)		
			00		
			00		
入札方式	04 随意契約(見積競争)				
落札者	商号又は名称	有限会社三考商事			
	所在地	東京都東大和市清水六丁目1144番36号			
落札金額	340,000円				
No	商号又は名称	第1回			備考
1	有限会社三考商事	340,000円			
2	有限会社加藤好大商店	830,000円			
3	有限会社千代田商事	1,255,000円			
4	高俊興業株式会社	2,925,000円			
5	光が丘運輸株式会社	辞退			
6	有限会社伊藤商会	不参			
備考	○本件は、単価×予定数量の合計額により、見積競争を行いました。 ○最低価格提示者と単価調整後随意契約します。 ○本件は、平成21年第1回区議会定例会において平成21年度予算が成立した場合に、平成21年4月1日に契約締結します。				